

平成25年第3回小山町議会6月定例会会議録

平成25年6月3日(第1日)

召集の場所

小山町役場議場

開 会

午前10時00分 宣告

出席議員

1番	阿部 司君	3番	池谷 弘君
4番	高畑 博行君	5番	桜井 光一君
6番	渡辺 悦郎君	7番	米山 千晴君
9番	梶 繁美君	10番	池谷 洋子君
11番	込山 恒広君	12番	鷹嶋 邦彦君
13番	真田 勝君		

欠席議員

8番 湯山 鉄夫君

説明のために出席した者

町 長	込山 正秀君	副 町 長	田代 章君
副 町 長	柳井 弘之君	教 育 長	天野 文子君
企画総務部長	室伏 博行君	経 済 建 設 部 長	池谷 精市君
住民福祉部長	羽佐田 武君	教 育 部 長	高橋 忠幸君
危機管理監	新井 昇君	会計管理者兼会計課長	鈴木 哲夫君
町長戦略課長	小野 学君	総 務 課 長	田代 順泰君
税 務 課 長	湯山 正敏君	住 民 福 祉 課 長	秋月 千宏君
健 康 課 長	米山 民恵君	地 域 防 災 課 長	池田 馨君
建 設 課 長	岩田 芳和君	農 林 課 長	遠藤 一宏君
商工観光課長	山本 智春君	都 市 整 備 課 長	相原 浩君
上下水道課長	池谷 和則君	こども育成課長	湯山 博一君
生涯学習課長	高橋 裕司君	総務課副参事	鈴木 辰弥君

職務のために出席した者

議会事務局長 小野 克俊君

会議録署名議員

7番 米山 千晴君 9番 梶 繁美君

散 会

午前11時48分

(議 事 日 程)

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 小山町議会常任委員会委員の指名について
- 日程第4 小山町議会常任委員会委員長及び副委員長の選任について
- 日程第5 小山町議会運営委員会委員の指名について
- 日程第6 小山町議会運営委員会委員長及び副委員長の選任について
- 日程第7 小山町議会広報対策特別委員会委員の指名について
- 日程第8 選挙第3号 御殿場市・小山町広域行政組合議会議員の選挙について
- 日程第9 選挙第4号 駿東地区交通災害共済組合議会議員の選挙について
- 日程第10 同意第4号 小山町監査委員の選任について

(追 加 日 程)

- 追加日程第1 選挙第1号 小山町議会議長の選挙について
- 追加日程第2 選挙第2号 小山町議会副議長の選挙について

○議長（真田 勝君） 本日は御苦労さまです。

湯山鉄夫君は、本日の会議を欠席する旨、届けが提出されておりますので御報告いたします。

会議に先立ちまして、議長における諸般の報告をします。概要につきましては、お手元に配付したとおりであります。

議

事

午前10時00分 開会

○議長（真田 勝君） ただいま出席議員は11人です。出席議員が定足数に達しておりますので、小山町議会は成立しました。

ただいまから平成25年第3回小山町議会6月定例会を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程はあらかじめ配付したとおりでありますので、朗読を省略します。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（真田 勝君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第128条の規定により、7番 米山千晴君、9番 梶 繁美君を指名します。

日程第2 会期の決定

○議長（真田 勝君） 日程第2 会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から6月19日までの17日間にしたいと思えます。これに御異議はありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（真田 勝君） 御異議なしと認めます。したがって、会期は本日から6月19日までの17日間に決定しました。

会期中の審議予定表をお手元に配付してありますので、これに御協力を賜りたいと存じます。

町長から本定例会の招集に際し、発言を求められておりますので、これを許可します。町長 込山正秀君。

○町長（込山正秀君） おはようございます。

平成25年第3回小山町議会6月定例会を開催するに当たり、議員の皆様には、御出席をいただきありがとうございます。

今回提案いたしますのは、同意1件、繰越計算書の報告3件、条例の制定3件、改正1件、平成25年度補正予算1件の合計9件であります。よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願いを申し上げます。

以上であります。

○議長（真田 勝君） それでは、暫時休憩いたします。

午前10時04分 休憩

午前10時10分 再開

○副議長（鷹嶋邦彦君） ただいま議長を交代いたしました。これより暫時、議長職を務めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま真田 勝君から議長の辞職願が提出されました。

お諮りします。議長辞職の件を日程に追加し、直ちに議題とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（鷹嶋邦彦君） 御異議なしと認めます。したがって、議長辞職の件を日程に追加し、議題とすることに決定しました。

議長辞職の件を議題とします。

地方自治法第117条の規定によって、真田 勝君の退場を求めます。

（真田 勝君 退場）

○副議長（鷹嶋邦彦君） 職員に辞職願を朗読させます。事務局長。

○議会事務局長（小野克俊君） それでは、辞職願を朗読いたします。

平成25年6月3日

小山町議会副議長 鷹嶋邦彦様

小山町議会議長 真田 勝

辞職願

このたび一身上の都合により議長を辞職したいので、許可されるようお願いいたします。

以上であります。

○副議長（鷹嶋邦彦君） お諮りします。真田 勝君の議長の辞職を許可することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（鷹嶋邦彦君） 御異議なしと認めます。したがって、真田 勝君の議長の辞職を許可することに決定しました。

真田 勝君の入場を求めます。

（真田 勝君 入場）

○副議長（鷹嶋邦彦君） 真田 勝君に申し上げます。議長の辞職願について、これを許可することに決定しましたので報告します。

ただいま議長が欠けました。

お諮りします。議長の選挙を日程に追加し、選挙を行いたいと思います。これに御異議ありませんか。

せんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○副議長(鷹嶋邦彦君) 御異議なしと認めます。したがって、議長の選挙を日程に追加し、選挙を行うことに決定しました。

職員に議案を配付させます。

(追加議案配付)

追加日程第1 選挙第1号 議長の選挙

○副議長(鷹嶋邦彦君) 追加日程第1 選挙第1号 議長の選挙を行います。

お諮りします。選挙の方法ですが、地方自治法第118条第1項の規定による投票と、同条第2項の規定による指名推選の方法がありますが、いずれの方法をとるか、御発言願います。

(「指名推選でお願いします」と呼ぶ者あり)

(「投票でお願いします」と呼ぶ者あり)

○副議長(鷹嶋邦彦君) ただいま投票との発言がありますので、選挙は投票により行います。

議場の出入り口を閉めます。

(議場閉鎖)

○副議長(鷹嶋邦彦君) ただいまの出席議員数は11人です。

お諮りします。会議規則第32条の規定による立会人に、米山千晴君及び梶 繁美君を指名したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○副議長(鷹嶋邦彦君) 御異議なしと認めます。したがって、立会人に米山千晴君及び梶 繁美君を指名します。

投票用紙を配ります。

念のため申し上げます。投票は単記無記名です。

(投票用紙配付)

○副議長(鷹嶋邦彦君) 投票用紙の配付漏れはありませんか。

配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。立会人は、投票箱の点検をお願いします。

(投票箱点検)

○副議長(鷹嶋邦彦君) 異状なしと認めます。

ただいまから、投票を行います。1番議員から順番に投票願います。

(投票)

○副議長(鷹嶋邦彦君) 投票漏れはありませんか。

投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。米山千晴君及び梶 繁美君、開票の立ち会いをお願いします。

(開 票)

○副議長（鷹嶋邦彦君） 選挙の結果を報告します。

投票総数 11票
うち、有効投票 11票
無効投票 0票です。

有効投票のうち

鷹嶋邦彦 8票
高畑博行君 1票
池谷洋子君 1票
湯山鉄夫君 1票

以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は3票です。したがって、鷹嶋邦彦が議長に当選しました。

議場の出入り口を開きます。

(議 場 開 鎖)

○副議長（鷹嶋邦彦君） ただいま議長に当選しました鷹嶋邦彦が議場におります。小山町議会会議規則第33条第2項の規定により、当選の告知をします。

ここで、議長に当選しました鷹嶋邦彦があいさつをいたします。

○議長（鷹嶋邦彦君） 一言ごあいさつ申し上げます。

このたび、議長に選出されましたことは、誠に身に余る光栄であり、その責任の重大さを痛感するとともに、身が引き締まる思いであります。

私達議員を取り巻く情勢は、地方分権社会を真のものとするため、行政改革を推進する中、議会の果たすべき役割と責任は、以前にも増して重くなってきております。

私は、町民の期待と信頼に応え、町政の発展と町民福祉の向上を図るため、町議会の公正で公平な運営に、本当に良い意味の両輪となるよう、誠心誠意努力してまいり所存であります。

どうぞ、皆様方のなお一層の御支援、御協力を心からお願い申し上げ、私の就任のあいさつといたします。

ただいま鷹嶋邦彦が議長に当選しましたので、したがって、副議長の職を失職しました。

ただいま副議長が欠けました。

お諮りします。副議長の選挙を日程に追加し、選挙を行いたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（鷹嶋邦彦君） 御異議なしと認めます。したがって、副議長の選挙を日程に追加し、選挙

を行うことに決定しました。

職員に議案を配付させます。

(追加議案配付)

追加日程第2 選挙第2号 副議長の選挙

○議長(鷹嶋邦彦君) 追加日程第2 選挙第2号 副議長の選挙を行います。

お諮りします。選挙の方法ですが、地方自治法第118条第1項の規定による投票と、同条第2項の規定による指名推選の方法がありますが、いずれの方法をとるか、御発言願います。

(「投票」と呼ぶ者あり)

○議長(鷹嶋邦彦君) ただいま投票との発言がありますので、選挙は投票により行います。

議場の出入り口を閉めます。

(議場閉鎖)

○議長(鷹嶋邦彦君) ただいまの出席議員数は11人です。

お諮りします。会議規則第32条の規定による立会人に、米山千晴君及び梶 繁美君を指名したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(鷹嶋邦彦君) 御異議なしと認めます。したがって、立会人に米山千晴君及び梶 繁美君を指名します。

投票用紙を配ります。

念のため申し上げます。投票は単記無記名です。

(投票用紙配付)

○議長(鷹嶋邦彦君) 投票用紙の配付漏れはありませんか。

配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。立会人は、投票箱の点検をお願いします。

(投票箱点検)

○議長(鷹嶋邦彦君) 異状なしと認めます。

ただいまから、投票を行います。1番議員から順番に投票願います。

(投票)

○議長(鷹嶋邦彦君) 投票漏れはありませんか。

投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。米山千晴君及び梶 繁美君、開票の立ち会いをお願いします。

(開票)

○議長(鷹嶋邦彦君) 選挙の結果を報告します。

投票総数 11票
うち、有効投票 11票
無効投票 0票です。

有効投票のうち
米山千晴君 8票
池谷洋子君 2票
高畑博行君 1票

以上のおりです。

この選挙の法定得票数は3票です。したがって、米山千晴君が副議長に当選されました。
議場の出入り口を開きます。

(議場開鎖)

○議長(鷹嶋邦彦君) ただいま副議長に当選された米山千晴君が議場におられます。小山町議会
会議規則第33条第2項の規定により、当選の告知をします。

ここで、副議長に当選されました米山千晴君、あいさつをお願いします。

○副議長(米山千晴君) 一言ごあいさつ申し上げます。

このたび、議会副議長に選出されましたことは、誠に身に余る光栄でございます。その責任の
重大さを痛感するとともに、決意を新たにしております。

改革の時代の真ただ中、微力ではありますが、鷹嶋議長のもと、町政の発展と町民生活向上
のため、様々な課題に対して積極的に取り組むとともに、身近で開かれた町議会を目指し、議長
の補佐役として誠心誠意努力してまいり所存でございます。

どうぞ皆様方のなご一層の御支援、御協力を心からお願い申し上げ、私の就任のごあいさつと
いたします。

○議長(鷹嶋邦彦君) 副議長のあいさつが終了しました。

日程第3 小山町議会常任委員会委員の指名について

○議長(鷹嶋邦彦君) 日程第3 小山町議会常任委員会委員の指名についてを議題とします。

小山町議会委員会条例第7条第4項の規定により、常任委員は議長が会議に諮って指名するこ
とになっております。

お諮りします。ここで休憩して、その間に煮詰めていただき、煮詰めたのできたところで議長が
指名したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(鷹嶋邦彦君) 御異議なしと認めます。したがって、常任委員の指名は、休憩中に煮詰め
願い、煮詰めたのできたところで議長が指名することに決定しました。

ここで、10分間休憩します。

午前10時43分 休憩

午前10分55分 再開

○議長（鷹嶋邦彦君） 休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を開きます。

休憩中、煮詰め願った結果を事務局長から報告させます。

○議会事務局長（小野克俊君） それでは、小山町議会常任委員会委員の指名について、結果を報告いたします。

総務建設委員会委員に

阿部 司議員 池谷 弘議員 池谷洋子議員 込山恒広議員

梶 繁美議員 真田 勝議員

文教厚生委員会委員に

桜井光一議員 高畑博行議員 米山千晴議員 渡辺悦郎議員

湯山鉄夫議員 鷹嶋邦彦議員

以上でございます。

○議長（鷹嶋邦彦君） お諮りします。ただいま報告のとおり、常任委員を指名したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鷹嶋邦彦君） 御異議なしと認めます。したがって、総務建設委員に阿部 司君、池谷 弘君、池谷洋子君、込山恒広君、梶 繁美君、真田 勝君。

文教厚生委員に桜井光一君、高畑博行君、米山千晴君、渡辺悦郎君、湯山鉄夫君、鷹嶋邦彦。

以上の諸君をそれぞれ指名します。

日程第4 小山町議会常任委員会委員長及び副委員長の選任について

○議長（鷹嶋邦彦君） 日程第4 小山町議会常任委員会委員長及び副委員長の選任についてを議題とします。

小山町議会委員会条例第8条第2項の規定により、常任委員会の委員長及び副委員長は、議会においてそれぞれ委員の中から選任することになっております。

お諮りします。委員長及び副委員長の選任については、各常任委員会毎に推選を願い、それをもって本会議における選任としたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鷹嶋邦彦君） 御異議なしと認めます。したがって、常任委員会の委員長及び副委員長は、各常任委員会で推選された者を選任することに決定しました。

ここで暫時休憩します。

午前10時59分 休憩

午前11時06分 再開

○議長（鷹嶋邦彦君） 休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を開きます。

それでは、ここで、各常任委員会で推選された委員長及び副委員長を、事務局長から報告させます。事務局長。

○議会事務局長（小野克俊君） それでは、議会常任委員会の委員長及び副委員長の選任結果を報告いたします。

総務建設委員長に、 阿部 司議員 副委員長に、 池谷 弘議員
文教厚生委員長に、 渡辺悦郎議員 副委員長に、 高畑博行議員
以上でございます。

○議長（鷹嶋邦彦君） お諮りします。ただいま報告のとおり、総務建設委員長に阿部 司君、副委員長に池谷 弘君、文教厚生委員長に渡辺悦郎君、副委員長に高畑博行君を選任したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鷹嶋邦彦君） 御異議なしと認めます。したがって、総務建設委員長に阿部 司君、副委員長に池谷 弘君、文教厚生委員長に渡辺悦郎君、副委員長に高畑博行君、以上の諸君が選任されました。

日程第5 小山町議会運営委員会の委員の指名について

○議長（鷹嶋邦彦君） 日程第5 小山町議会運営委員会委員の指名についてを議題とします。

小山町議会委員会条例第7条第4項の規定により、議会運営委員は、議長が会議に諮って指名することになっております。

ここで暫時休憩します。

午前11時09分 休憩

午前11時17分 再開

○議長（鷹嶋邦彦君） 休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りします。議会運営委員会委員に、

1 番 阿部 司君 5 番 桜井光一君 6 番 渡辺悦郎君 7 番 米山千晴君
9 番 梶 繁美君 13 番 真田 勝君

以上の諸君を指名したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鷹嶋邦彦君） 御異議なしと認めます。したがって、1 番 阿部 司君、5 番 桜井光一君、6 番 渡辺悦郎君、7 番 米山千晴君、9 番 梶 繁美君、13 番 真田 勝君、以上の諸君

を指名することに決定しました。

日程第6 小山町議会運営委員会委員長及び副委員長の選任について

○議長（鷹嶋邦彦君） 日程第6 小山町議会運営委員会委員長及び副委員長の選任についてを議題とします。

小山町議会委員会条例第8条第2項の規定により、議会運営委員会委員長及び副委員長は、議会において議会運営委員の中から選任することになっております。

お諮りします。委員長及び副委員長の選任については、議長が推選し、それをもって本会議における選任としたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鷹嶋邦彦君） 御異議なしと認めます。したがって、議会運営委員会委員長及び副委員長は、議長が推選することに決定しました。

議会運営委員会委員長に梶 繁美君、副委員長に桜井光一君を推選します。

お諮りします。ただいま推選しましたとおり、委員長に梶 繁美君、副委員長に桜井光一君を選任したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鷹嶋邦彦君） 御異議なしと認めます。したがって、委員長に梶 繁美君、副委員長に桜井光一君が選任されました。

日程第7 小山町議会広報対策特別委員会委員の指名について

○議長（鷹嶋邦彦君） 日程第7 小山町議会広報対策特別委員会委員の指名についてを議題とします。

小山町議会委員会条例第7条第4項の規定により、議会広報対策特別委員は、議長が会議に諮って指名することになっております。

お諮りします。議会広報対策特別委員に、

3番 池谷 弘君 4番 高畑博行君 5番 桜井光一君 7番 米山千晴君
10番 池谷洋子君

以上の諸君を指名したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鷹嶋邦彦君） 御異議なしと認めます。したがって、議会広報対策特別委員に3番 池谷弘君、4番 高畑博行君、5番 桜井光一君、7番 米山千晴君、10番 池谷洋子君、以上の諸君を指名することに決定しました。

日程第8 選挙第3号 御殿場市・小山町広域行政組合議会議員の選挙について

○議長（鷹嶋邦彦君） 日程第8 選挙第3号 御殿場市・小山町広域行政組合議会議員の選挙を行います。

本選挙は、組合規約第5条及び第6条第1項の規定により、小山町議会から議員5名を選出するものです。

お諮りします。選挙の方法は、従来からの慣例により、地方自治法第118条第2項の規定による指名推選としたいと思ひます。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鷹嶋邦彦君） 御異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は指名推選とすることに決定しました。

お諮りします。推選の方法は、議長において指名したいと思ひます。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鷹嶋邦彦君） 御異議なしと認めます。したがって、議長において指名することに決定しました。

御殿場市・小山町広域行政組合議会議員に、

1番 阿部 司君 3番 池谷 弘君 5番 桜井光一君 9番 梶 繁美君
13番 真田 勝君

以上の5名を指名します。

お諮りします。ただいま議長において指名しました5名を、御殿場市・小山町広域行政組合議会議員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鷹嶋邦彦君） 御異議なしと認めます。したがって、1番 阿部 司君、3番 池谷 弘君、5番 桜井光一君、9番 梶 繁美君、13番 真田 勝君が御殿場市・小山町広域行政組合議会議員に当選されました。

ただいま当選されました阿部 司君他4名が議場におられますので、会議規則第33条第2項の規定により、当選の告知をします。

日程第9 選挙第4号 駿東地区交通災害共済組合議会議員の選挙について

○議長（鷹嶋邦彦君） 日程第9 選挙第4号 駿東地区交通災害共済組合議会議員の選挙を行います。

本選挙は、組合規約第5条の規定により、小山町議会から議員1名を選出するものです。

お諮りします。選挙の方法は指名推選とし、議長において指名することで御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鷹嶋邦彦君） 御異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は指名推選とし、議長に

において指名することに決定しました。

お諮りします。駿東地区交通災害共済組合議会議員については、従来から関係市町の申し合わせもありますので、議長を指名し、当選人としたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(鷹嶋邦彦君) 御異議なしと認めます。したがって、駿東地区交通災害共済組合議会議員に鷹嶋邦彦が当選しました。

それでは、暫時休憩します。

午前11時29分 休憩

午前11時36分 再開

○議長(鷹嶋邦彦君) 休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第10 同意第4号 小山町監査委員の選任について

○議長(鷹嶋邦彦君) 日程第10 同意第4号 小山町監査委員の選任についてを議題といたします。

地方自治法第117条の規定によって、真田 勝君の退場を求めます。

(真田 勝君 退場)

○議長(鷹嶋邦彦君) 町長から、提案理由の説明を求めます。町長 込山正秀君。

○町長(込山正秀君) 同意第4号 小山町監査委員の選任についてであります。

本案は、去る5月23日付で、小山町監査委員であります阿部 司議員から辞職願が提出され、議会選出の監査委員に欠員が生じたので、今回、小山町議会議員 真田 勝議員を監査委員として選任いたしたく、御提案するものであります。

真田議員は、平成11年に小山町議会議員に初当選されて以来、4期15年となるところであります。また、平成23年5月から平成25年6月まで議会議長を務められ、地方自治に精通され、かつ人格、識見ともすぐれている方であります。よって、地方自治法第196条第1項の規定により、議会の同意をお願いするものであります。

なお、任期につきましては、平成27年4月30日までとなります。

よろしく御審議の上、御同意賜りますようお願いを申し上げます。

○議長(鷹嶋邦彦君) 町長の説明は終わりました。

これから質疑を行います。町長の説明に対し、質疑を許します。質疑はありますか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。本案は人事案件でありますので、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（鷹嶋邦彦君） 異議なしと認めます。したがって、本案は討論を省略し、直ちに採決することに決定しました。

これから採決します。同意第4号は、これに同意することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（鷹嶋邦彦君） 起立全員です。したがって、同意第4号は、これに同意することに決定しました。

ここで、真田 勝君の入場を求めます。

（真田 勝君 入場）

○議長（鷹嶋邦彦君） ただいま議題となりました小山町監査委員の選任の件について、真田 勝君が議場におられますので、同意された旨告知します。

お諮りします。正・副議長選挙、常任委員会委員の指名等、一連の人事案件が終了しました。ここで、一任期内の2年が経過したので、恒例により議席の変更をしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鷹嶋邦彦君） 御異議なしと認めます。したがって、この際、議席の変更をすることに決定しました。

議席の変更の方法は、恒例によりあらかじめ副議長を11番、議長を12番としますので、御了承を願います。

それでは、1番から10番までを当選回数の少ない者から若い番号として、同一当選回数の方が複数である場合は五十音順に、職員が持ち回る抽選棒を自席で引いていただきます。

なお、同一当選回数が1人、あるいは1人になった場合にも、同様に抽選棒を引いていただき、この番号を議席として決定したいと思います。

これをもって会議規則第4条第3項の規定による議席の指定としたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鷹嶋邦彦君） 御異議なしと認めます。したがって、議席はお引き願った抽選棒の番号によることに決定しました。

それでは、抽選を行います。

（議席の抽選）

○議長（鷹嶋邦彦君） 抽選は終わりました。

抽選の結果を事務局長から発表します。事務局長。

○議会事務局長（小野克俊君） それでは、抽選の結果を発表いたします。

ただいま抽選順に発表をいたします。

阿部 司議員 2番

池谷 弘議員	5番
桜井光一議員	4番
高畑博行議員	1番
渡辺悦郎議員	3番
池谷洋子議員	8番
梶 繁美議員	6番
込山恒広議員	7番
湯山鉄夫議員	9番
真田 勝議員	10番
副議長	11番
議長	12番

以上でございます。

○議長（鷹嶋邦彦君） ただいま発表のとおり、議席を指定します。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

次回は、6月4日火曜日 午前10時開議

報告第2号から議案第40号までを議題とします。

本日はこれで散会します。

午前11時48分 散会

この会議録は事実と相違ない事を認めここに署名する

議 会 議 長	鷹 嶋 邦 彦
署 名 議 員	米 山 千 晴
署 名 議 員	梶 繁 美

平成25年第3回小山町議会6月定例会会議録

平成25年6月4日(第2日)

召集の場所 小山町役場議場

開 議 午前10時00分 宣告

出席議員	1番	高畑 博行君	2番	阿部 司君
	3番	渡辺 悦郎君	4番	桜井 光一君
	5番	池谷 弘君	6番	梶 繁美君
	7番	込山 恒広君	8番	池谷 洋子君
	10番	真田 勝君	11番	米山 千晴君
	12番	鷹嶋 邦彦君		
欠席議員	9番	湯山 鉄夫君		

説明のために出席した者

町 長	込山 正秀君	副 町 長	田代 章君
副 町 長	柳井 弘之君	教 育 長	天野 文子君
企画総務部長	室伏 博行君	経 済 建 設 部 長	池谷 精市君
住民福祉部長	羽佐田 武君	教 育 部 長	高橋 忠幸君
危機管理監	新井 昇君	会計管理者兼会計課長	鈴木 哲夫君
町長戦略課長	小野 学君	総 務 課 長	田代 順泰君
税 務 課 長	湯山 正敏君	住 民 福 祉 課 長	秋月 千宏君
健 康 課 長	米山 民恵君	地 域 防 災 課 長	池田 馨君
建 設 課 長	岩田 芳和君	農 林 課 長	遠藤 一宏君
商工観光課長	山本 智春君	都 市 整 備 課 長	相原 浩君
上下水道課長	池谷 和則君	こども育成課長	湯山 博一君
生涯学習課長	高橋 裕司君	総務課副参事	鈴木 辰弥君

職務のために出席した者

議会事務局長	小野 克俊君			
会議録署名議員	6番	梶 繁美君	11番	米山 千晴君
散 会	午前10時52分			

(議 事 日 程)

- 日程第 1 町長提案説明
- 日程第 2 報告第 2 号 平成24年度小山町一般会計予算継続費繰越計算書の報告について
- 日程第 3 報告第 3 号 平成24年度小山町一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告について
- 日程第 4 報告第 4 号 平成24年度小山町一般会計予算事故繰越繰越計算書の報告について
- 日程第 5 議案第36号 小山町須走地域振興事業基金条例の制定について
- 日程第 6 議案第37号 小山町山地強靱化総合対策基金条例の制定について
- 日程第 7 議案第38号 小山町富士山須走口五合目電化事業分担金徴収条例の制定について
- 日程第 8 議案第39号 小山町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 9 議案第40号 平成25年度小山町一般会計補正予算 (第 1 号)

(追 加 日 程)

- 追加日程第 1 町長提案説明
- 追加日程第 2 議案第41号 工事請負契約の締結について
「平成25年度 富士山須走口五合目電化工事」

議

事

午前10時00分 開議

○議長（鷹嶋邦彦君） 本日は御苦労さまです。

湯山鉄夫君は、本日の会議を欠席する旨、届けが提出されておりますので御報告します。

ただいま出席議員は11人です。出席議員が定足数に達しておりますので、小山町議会は成立しました。

ただいまから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめ配付しましたとおりですから、朗読を省略します。

御報告の件があります。ただいま、町長から議案が提出されました。職員に議案を朗読させます。事務局長。

（事務局長 議案表朗読）

日程第1

町長提案説明

○議長（鷹嶋邦彦君） 日程第1 町長提案説明を議題とします。

本定例会に提出されました報告第2号から議案第40号までの8議案について、町長から提案説明を求めます。町長 込山正秀君。

○町長（込山正秀君） おはようございます。本日、議員の皆様には、御出席をいただきありがとうございます。

本日、提案いたしましたのは、繰越計算書の報告3件、条例の制定3件、改正1件、平成25年度補正予算1件の、合計8件であります。

はじめに、報告第2号 平成24年度小山町一般会計予算継続費繰越計算書の報告についてであります。

これは平成24年度から25年度までの2か年で継続費を設定しております、デジタル行政無線機整備事業につきまして、平成24年度事業費の未執行額を逐次繰越し、平成25年度の事業と合わせて執行するもので、地方自治法の規定に基づき、議会に報告するものであります。

次に、報告第3号 平成24年度小山町一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告についてであります。

本件は、平成24年9月議会及び本年3月議会で繰越明許費の設定の御承認をいただいております小山町有林整備事業（生土山）委託業務他8事業につきまして、平成25年度への繰越額が確定しましたので、地方自治法の規定に基づき議会に報告するものであります。

次に、報告第4号 平成24年度小山町一般会計予算事故繰越繰越計算書の報告についてであります。

本件は、地権者が全国に点在しており、かつ、住所移転が多いことから、追跡調査に時間を要したことにより、年度内に完成ができなかった須走高原会道路用地処理業務委託他2事業について

て、平成25年度への繰越額が確定しましたので、地方自治法の規定に基づき議会に報告するものであります。

次に、議案第36号 小山町須走地域振興事業基金条例の制定についてであります。

本案は、一般社団法人須走彰徳山林会様から寄附金を受領することに伴い、基金を設け、資産として維持管理するため、条例を制定するものであります。

次に、議案第37号 小山町山地強靱化総合対策基金条例の制定についてであります。

本案は、森林に起因する災害の発生防止等に伴う山地強靱化総合対策事業の経費に充てるため、基金条例を制定するものであります。

次に、議案第38号 小山町富士山須走口五合目電化事業分担金徴収条例の制定についてであります。

本案は、富士山須走口五合目の電化事業に伴う工事費の一部を分担金として徴収するため、条例を制定するものであります。

次に、議案第39号 小山町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

本案は、簡易水道事業を上水道事業に統合し、新東名高速道路の小山パーキングエリア建設予定地も含め、給水区域を拡張するため、条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第40号 平成25年度小山町一般会計補正予算（第1号）につきましては、既定の予算総額に歳入歳出それぞれ8,058万6,000円を追加し、予算の総額を92億58万6,000円とするとともに、債務負担行為を補正するものであります。

以上、今定例会に提案いたしました議案の提案説明を終わります。

なお、これら8件につきましては、関係部長からそれぞれ補足説明をいたしますので、よろしくお願いをいたします。

以上であります。

日程第2 報告第2号 平成24年度小山町一般会計予算継続費繰越計算書の報告について

○議長（鷹嶋邦彦君） 日程第2 報告第2号 平成24年度小山町一般会計予算継続費繰越計算書の報告についてを議題とします。

報告を求めます。企画総務部長 室伏博行君。

○企画総務部長（室伏博行君） 報告第2号 平成24年度小山町一般会計予算継続費繰越計算書の報告についてであります。

平成24年度から25年度までの2か年で設定しております、デジタル行政無線機整備事業の継続事業につきまして、平成24年度事業費の未執行額を通次繰越し、平成25年度の事業費と合わせて執行するもので、地方自治法施行令第145条第1項の規定により報告するものであります。

平成25年度へ通次繰越いたしました額は2,793万7,000円であります。

以上であります。

○議長（鷹嶋邦彦君） 部長の報告は終わりました。

本報告は、地方自治法施行令第146条第1項の規定による報告ですので、御了承願います。

日程第3 報告第3号 平成24年度小山町一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告について

○議長（鷹嶋邦彦君） 日程第3 報告第3号 平成24年度小山町一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告についてを議題とします。

報告を求めます。企画総務部長 室伏博行君。

○企画総務部長（室伏博行君） 報告第3号 平成24年度小山町一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告についてであります。

本件は、平成24年小山町議会9月定例会及び平成25年小山町議会3月定例会におきまして、小山町一般会計補正予算により、繰越明許費の設定を御承認いただきました9件につきまして、それぞれの繰越額が確定しましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告するものであります。

内容につきましては、平成24年度小山町一般会計予算繰越明許費繰越計算書に記載されておりますように、小山町有林整備事業（生土山）委託業務が412万6,000円、須走彰徳山林会様からの寄附で施工します演習場内土砂流出防止事業が560万7,750円、町道3975号線の道路敷地購入等の新東名側道整備事業が1億4,000万円、旧足柄学園の進入路である町道2076号線道路改良事業が5,100万円、特定防衛施設周辺整備調整交付金事業である須走排水路整備事業が2,840万5,000円、都市計画道路の大胡田用沢線測量設計委託業務が504万7,350円、一昨年の台風9号被害による農地災害復旧事業が67万5,000円、同じく農業用施設災害復旧事業が4,732万8,550円、平成24年度の豪雨災害による公共土木施設災害復旧事業が1,300万円、以上9件、合わせて2億9,518万9,650円を平成25年度へ繰り越しするものであります。

以上であります。

○議長（鷹嶋邦彦君） 部長の報告は終わりました。

本報告は、地方自治法施行令第146条第2項の規定による報告ですので、御了承願います。

日程第4 報告第4号 平成24年度小山町一般会計予算事故繰越繰越計算書の報告について

○議長（鷹嶋邦彦君） 日程第4 報告第4号 平成24年度小山町一般会計予算事故繰越繰越計算書の報告についてを議題とします。

報告を求めます。企画総務部長 室伏博行君。

○企画総務部長（室伏博行君） 報告第4号 平成24年度小山町一般会計予算事故繰越繰越計算書の報告についてであります。

本件は、地権者が全国に点在し、郵送にて所有権移転を行っておりますが、住所移転が多く、

追跡調査が必要になったことにより、須走高原会道路用地処理業務委託245万1,198円、地権者及び地区への協議、調整に時間を費やしたことによる町道1063号線測量設計業務委託598万5,000円、地権者と中日本高速道路株式会社及び町で道路線形の協議を進めておりますが、決定に至っていないことによる新東名側道整備事業2,392万3,725円の計3件、合わせて3,235万9,923円を地方自治法第220条第3項ただし書きの規定により事故繰越しましたので、同法施行令第150条第3項の規定により報告するものであります。

以上であります。

○議長（鷹嶋邦彦君） 部長の報告は終わりました。

本報告は、地方自治法施行令第150条第3項の規定による報告ですので、御了承願います。

日程第5 議案第36号 小山町須走地域振興事業基金条例の制定について

○議長（鷹嶋邦彦君） 日程第5 議案第36号 小山町須走地域振興事業基金条例の制定についてを議題とします。

部長の補足説明を求めます。企画総務部長 室伏博行君。

○企画総務部長（室伏博行君） 議案第36号 小山町須走地域振興事業基金条例の制定についてであります。

本案は、一般社団法人須走彰徳山林会様から、須走地域における地域振興、基盤整備等を目的として受領する寄附金を資産として維持管理するため、地方自治法第241条第1項の規定に基づく基金を設け、条例を制定するものであります。

条例は7カ条からなっており、第1条は基金の設置、第2条及び第3条では基金への積立てと管理の方法を規定し、第4条で運用収益の処理について、第5条で繰替運用について、第6条では積み立てました基金の処分について規定しております。

なお、この条例は公布の日から施行することといたします。

以上であります。

○議長（鷹嶋邦彦君） 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第36号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の総務建設委員会に付託することにしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鷹嶋邦彦君） 御異議なしと認めます。したがって、議案第36号は、所管の総務建設委員会に付託することに決定しました。

日程第6 議案第37号 小山町山地強靱化総合対策基金条例の制定について

○議長（鷹嶋邦彦君） 日程第6 議案第37号 小山町山地強靱化総合対策基金条例の制定についてを議題とします。

部長の補足説明を求めます。経済建設部長 池谷精市君。

○経済建設部長（池谷精市君） 議案第37号 小山町山地強靱化総合対策基金条例の制定についてであります。

本案は、森林に起因する災害の発生防止や被害軽減対策等のために行う山地強靱化総合対策事業の実施に要する経費に充てるため、基金条例を制定するものであります。

この条例は7カ条からなっており、第1条は基金の設置、第2条から第3条は基金への積立と管理の方法を規定し、第4条で運用収益の処理について、第5条について繰替運用について、第6条で積み立てた基金の処分について定めています。

なお、この条例は公布の日から施行するものであります。

以上であります。

○議長（鷹嶋邦彦君） 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第37号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の総務建設委員会に付託することにしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鷹嶋邦彦君） 御異議なしと認めます。したがって、議案第37号は、所管の総務建設委員会に付託することに決定しました。

日程第7 議案第38号 小山町富士山須走口五合目電化事業分担金徴収条例の制定について

○議長（鷹嶋邦彦君） 日程第7 議案第38号 小山町富士山須走口五合目電化事業分担金徴収条例の制定についてを議題とします。

地方自治法第117条の規定によって、米山千晴君の退場を求めます。

（米山千晴君 退場）

○議長（鷹嶋邦彦君） 部長の補足説明を求めます。経済建設部長 池谷精市君。

○経済建設部長（池谷精市君） 議案第38号 小山町富士山須走口五合目電化事業分担金徴収条例の制定についてであります。

本案は、富士山須走口五合目電化事業に要する経費に充てるために徴収する分担金に関し、必要な事項を定めるものであり、事業によって利益を受ける者から分担金として250万円を徴収するものであります。

なお、この条例は公布の日から施行し、この条例による分担金の徴収が終了したときに効力を失うものであります。

以上であります。

○議長（鷹嶋邦彦君） 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第38号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の総務建設委員会に付託することとしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鷹嶋邦彦君） 御異議なしと認めます。したがって、議案第38号は、所管の総務建設委員会に付託することに決定しました。

ここで米山千晴君の入場を求めます。

（米山千晴君 入場）

日程第8 議案第39号 小山町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（鷹嶋邦彦君） 日程第8 議案第39号 小山町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

補足説明を求めます。経済建設部長 池谷精市君。

○経済建設部長（池谷精市君） 議案第39号 小山町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

本案は、現在、公営簡易水道である大御神簡易水道、上野・中日向簡易水道及び組合運営となっております滝沢簡易水道について、将来に向けて安心、安全な水の供給を図るため、小山町の上水道に統合するとともに、新東名高速道路の小山パーキングエリア建設予定地も含め、各地区の給水区域の一部を拡張するものであり、また、上水道事業基本計画の見直しにより、給水人口及び1日最大給水量を改正するものであります。

条例では、第2条第2項第1号中の給水区域に大御神、中日向、上野の一部を追加し、同条第2項第2号中の給水人口2万4,000人を2万30人に、同条第2項第3号中の1日最大給水量2万2,800立方メートルを2万2,600立方メートルに改正するものであります。

また、統合により、町の経営する簡易水道事業がなくなるため、小山町簡易水道事業について地方公営企業法の全部を適用する条例を廃止し、小山町給水条例に位置付けされている簡易水道の項目について、文言を整理するための改正を行うものであります。

なお、この条例は水道法第10条第1項の規定に基づく認可の日から施行するものであります。

以上であります。

○議長（鷹嶋邦彦君） 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第39号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の総務建設委員会に付託することにしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(鷹嶋邦彦君) 御異議なしと認めます。したがって、議案第39号は、所管の総務建設委員会に付託することに決定しました。

日程第9 議案第40号 平成25年度小山町一般会計補正予算(第1号)

○議長(鷹嶋邦彦君) 日程第9 議案第40号 平成25年度小山町一般会計補正予算(第1号)を議題とします。

補足説明を求めます。企画総務部長 室伏博行君。

○企画総務部長(室伏博行君) 議案第40号 平成25年度小山町一般会計補正予算(第1号)についてであります。

既定の予算総額に、歳入歳出それぞれ8,058万6,000円を追加し、予算の総額を92億58万6,000円とするとともに、債務負担行為の補正をするものであります。

はじめに、4ページの債務負担行為の補正について説明いたします。

工場立地用地調査事業は、緊急雇用創出事業の県補助金を受けて、内陸のフロンティアを拓く取組を推進するため、湯船原地区と(仮称)小山パーキングエリア周辺の事業用地と地権者を調査するもので、平成25年度から2か年の期間を要するため、債務負担行為の設定をするものであります。

次に、スコリア土壌森林内緊急整備事業につきましても、緊急雇用創出事業の県補助金を受けて、町内の土砂流出箇所森林内において下層植生の回復を図るため、木柵や土壌改良を実施するもので、平成25年度から2か年の期間を要するため、債務負担行為の設定をするものであります。

次に、歳入の主なものについて説明いたします。

補正予算書の6ページをお開きください。16款2項4目農林水産業費県補助金を3,065万7,000円増額しますのは、間伐材等加工流通施設整備のための森林整備加速化・林業再生事業補助金であります。

次に、同じく5目商工費県補助金を100万円増額しますのは、地域商業パワーアップ事業として、タウンマネージャー配置支援事業に対する補助金であります。

次に、同じく7目消防費県補助金を180万円増額しますのは、訓練用水消火器等の整備に対するコミュニティ助成事業助成金であります。

次に、同じく10目特別対策事業補助金を3,640万5,000円増額しますのは、台風9号による被害以来のスコリア土壌流出軽減のための整備事業と、工場立地用地調査事業及び小山町内の観光動向調査の緊急雇用創出事業に対して、県から100%の補助を受けるものであります。

次に、7ページをお開きください。18款1項1目一般寄附金を200万円増額しますのは、音湊区にお住まいでありました佐野哲三様からの寄附をいただくものであります。

次に、7ページから8ページにかけまして、同じく3目民生費寄附金、9目教育費寄附金につきましては、北郷地区の地域振興向上のため、一般社団法人綱山五徳会様から北郷地区の公共施設備品購入費等へ157万9,000円を、また、株式会社丸善食品工業様から、小学校の図書購入のため20万円を寄附していただくものであります。

次に、8ページの20款1項1目繰越金を600万円増額しますのは、平成24年度からの繰越金の増額を見込むものであります。

次に、21款4項1目商工費元利収入を435万6,000円減額しますのは、勤労者住宅建設資金貸付制度の預託金額の決定に伴い減額するものであります。

次に、9ページにかけまして、同じく5項1目総務費受託事業収入を230万円増額しますのは、山中湖村から委託を受けて、須走立山周辺での行政境界確定測量業務を行う受託収入であります。

次に、同じく6項1目雑入を300万円増額しますのは、公共施設のユニバーサルデザイン化への100万円と、海外での観光プロモーションに対する助成の200万円であります。

次に、歳出について御説明申し上げます。

10ページをお開きください。主なものについて説明いたします。

はじめに、2款1項4目財産管理費のうち説明欄(2)財産管理費を230万円増額しますのは、先ほど歳入でも説明いたしました。須走立山周辺での山中湖村との行政界確定事務に伴う測量業務の委託料を増額するものであります。

同じく説明欄(3)基金管理費を100万1,000円増額しますのは、先ほど歳入で説明しました佐野様からの寄附金を山地強靱化総合対策のために基金に積み立てるものが主なものであります。

次に、2款7項1目企画渉外総務費のうち説明欄(5)企業立地振興費を256万6,000円増額しますのは、債務負担行為でも説明しましたとおり、県の緊急雇用創出事業を活用して、湯船原地区及び(仮称)小山パーキングエリア周辺において工場立地用地及び地権者の調査を委託するものであります。

次に、11ページをお開きください。2款8項1目広報広聴費のうち説明欄(3)国際交流姉妹都市交流費を200万円増額しますのは、先ほど歳入でも説明しましたが、市町村振興協会の助成金を活用し、国際姉妹都市のカナダ・ミッション市での観光プロモーション事業への交付金であります。

その下、3款3項3目保育園費のうち説明欄(3)保育園維持管理費を24万8,000円増額しますのは、先ほど歳入でも説明いたしました。一般社団法人綱山五徳会様からの寄附をいただき、きたごう保育園に園児用木製チェアを購入するものであります。なお、この他に9款教育費で北郷小学校、北郷中学校、北郷幼稚園の備品及び生涯学習センターの備品等の購入をするものであります。

次に、12ページにかけまして、5款2項1目林業総務費のうち説明欄（3）森林整備事業費を5,464万5,000円増額しますのは、歳入でも説明いたしましたとおり、県の緊急雇用創出事業を活用して、平成22年の台風9号以来、山腹崩壊、スコリア土壌流出が繰り返される地域の森林整備事業への委託2,398万8,000円と、間伐材等加工流通施設整備として、木材処理加工施設整備と貯木場整備への補助金3,065万7,000円であります。

次に、6款1項1目商工業振興費のうち説明欄（2）商工業振興費を300万円増額しますのは、歳入でも説明いたしましたとおり、県の補助金を活用し、地域に溶け込み、商店主らに代って活性化策の提案や、共に行動し、地域商業の盛り立て役となるタウンマネージャーを配置する支援事業に対する補助金であります。

同じく説明欄（4）勤労者支援費を435万6,000円減額しますのは、歳入でも説明しましたとおり、勤労者住宅建設資金貸付制度の預託金額の決定に伴い減額するものであります。

次に、13ページにかけまして、6款2項1目観光費のうち説明欄（2）観光振興費を985万1,000円増額しますのは、県の緊急雇用創出事業を活用して、小山町への来訪者の実態調査や観光関係者、旅行業者へのヒアリングを行い、観光動向調査・分析を委託するものであります。

同じく説明欄（6）観光施設管理運営費を260万円増額しますのは、足柄城址を観光施設としての有効利用を図り、利便性向上のための道路整備等を行うものと、埋蔵文化財包蔵地のため、発掘調査を実施するものであります。

次に、8款1項5目災害対策費のうち説明欄（3）自主防災推進事業費を180万円増額しますのは、歳入でも説明しましたとおり、県補助金を活用し、自主防災組織の訓練用の水消火器及び消火器標的を購入するものであります。

次に、14ページ9款2項1目学校管理費のうち説明欄（2）小学校管理運営費を224万9,000円増額しますのは、市町村振興協会からの助成金を活用し、成美小学校のトイレを改修する200万円が主なものであります。

同じく説明欄（11）成美小学校管理運営費と説明欄（12）明倫小学校管理運営費をそれぞれ10万円増額しますのは、丸善食品工業株式会社様からの寄附をいただき、図書を購入するものであります。

最後に、15ページをお開きください。9款6項1目保健体育総務費のうち説明欄（2）社会体育振興費を156万円増額しますのは、平成24年度に100周年事業として開催しました町民体育大会を今年度も継続して行うための交付金150万円が主なものであります。

以上であります。

○議長（鷹嶋邦彦君） 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第40号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の総

務建設委員会、文教厚生委員会に付託することにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(鷹嶋邦彦君) 御異議なしと認めます。したがって、議案第40号は、所管の総務建設委員会、文教厚生委員会に付託することに決定しました。

お諮りします。私の所属している常任委員会は文教厚生委員会ですが、議長は議会全体の統制や議事の整理者として職務を行うべきと考え、この際、文教厚生委員を辞退したいと思います。これに同意願えますか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(鷹嶋邦彦君) それでは、文教厚生委員を辞退します。

お諮りします。ただいま、町長から議案第41号 工事請負契約の締結について「平成25年度 富士山須走口五合目電化工事」の追加議案1件が提出されました。

これを日程に追加し、直ちに議題としたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(鷹嶋邦彦君) 御異議なしと認めます。したがって、議案第41号を日程に追加し、直ちに議題とすることに決定しました。

議案を配付します。

(追加議案配付)

追加日程第1

町長提案説明

○議長(鷹嶋邦彦君) 追加日程第1 町長提案説明を議題とします。

町長から、議案第41号について提案説明を求めます。町長 込山正秀君。

○町長(込山正秀君) 追加提案しましたのは、議案第41号 工事請負契約の締結についての1件であります。

本案は、平成25年度 富士山須走口五合目電化工事の請負契約の締結であります。

地方自治法及び小山町条例の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

以上であります。

なお、詳細につきましては、関係部長から補足説明をしますので、よろしく願いをいたします。

追加日程第2 議案第41号 工事請負契約の締結について「平成25年度 富士山須走口五合目電化工事」

○議長(鷹嶋邦彦君) 追加日程第2 議案第41号 工事請負契約の締結について「平成25年度 富士山須走口五合目電化工事」を議題とします。

補足説明を求めます。経済建設部長 池谷精市君。

○経済建設部長（池谷精市君） 議案第41号 工事請負契約の締結についてであります。

本案は、平成25年度 富士山須走口五合目電化工事の請負契約の締結であります。

工事の内容は、富士山頂まで敷設されている気象庁所有の電力ケーブルから、御殿場口太郎坊付近で分電し、地中埋設を基本として富士山須走口五合目までの2.5キロメートルの間にケーブルを敷設するものであります。

去る5月28日、5者による指名競争入札を執行したところ、株式会社関電工静岡支店が4,750万円で落札決定し、消費税相当額237万5,000円を加え、4,987万5,000円で工事請負契約を締結するものであります。予定価格が5,000万円を超えたため、議会の議決をお願いするものであります。

工事の完成予定期日は平成25年12月16日としております。

以上であります。

○議長（鷹嶋邦彦君） 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

議案第41号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鷹嶋邦彦君） 起立全員です。したがって、議案第41号は、原案のとおり可決されました。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

次回は、6月7日金曜日 午前10時開議

通告による一般質問を行います。

本日は、これで散会します。

午前10時52分 散会

この会議録は事実と相違ない事を認めここに署名する

議 会 議 長 鷹 嶋 邦 彦

署 名 議 員 梶 繁 美

署 名 議 員 米 山 千 晴

平成25年第3回小山町議会6月定例会会議録

平成25年6月7日(第3日)

召集の場所 小山町役場議場
開 議 午前10時00分 宣告

出席議員 1番 高畑 博行君 2番 阿部 司君
3番 渡辺 悦郎君 4番 桜井 光一君
5番 池谷 弘君 6番 梶 繁美君
7番 込山 恒広君 8番 池谷 洋子君
10番 真田 勝君 11番 米山 千晴君
12番 鷹嶋 邦彦君
欠席議員 9番 湯山 鉄夫君

説明のために出席した者

町 長	込山 正秀君	副 町 長	田代 章君
副 町 長	柳井 弘之君	教 育 長	天野 文子君
企画総務部長	室伏 博行君	経 済 建 設 部 長	池谷 精市君
住民福祉部長	羽佐田 武君	教 育 部 長	高橋 忠幸君
危機管理監	新井 昇君	会計管理者兼会計課長	鈴木 哲夫君
町長戦略課長	小野 学君	総 務 課 長	田代 順泰君
税 務 課 長	湯山 正敏君	住 民 福 祉 課 長	秋月 千宏君
健 康 課 長	米山 民恵君	地 域 防 災 課 長	池田 馨君
建 設 課 長	岩田 芳和君	農 林 課 長	遠藤 一宏君
商工観光課長	山本 智春君	都 市 整 備 課 長	相原 浩君
上下水道課長	池谷 和則君	こども育成課長	湯山 博一君
生涯学習課長	高橋 裕司君	総務課副参事	鈴木 辰弥君

職務のために出席した者

議会事務局長 小野 克俊君
会議録署名議員 6番 梶 繁美君 11番 米山 千晴君
散 会 午後 1時34分

(議 事 日 程)

日程第1 一般質問

3番 渡辺悦郎君

1. 健康まちづくり推進について
2. 幼保一体化について

8番 池谷洋子君

1. 感染が拡大する「風疹対策」について
2. 富士山の世界文化遺産登録による町の対策について
3. 「赤ちゃんの駅」について

1番 高畑博行君

1. 県道山中湖小山線（藤曲バイパス）交差点の信号設置について
2. 小山町における小水力発電の導入検討について

5番 池谷 弘君

1. 富士山世界文化遺産登録後の小山町の対応について
2. 東富士リサーチパークの活性について

7番 込山恒広君

1. 市街化区域未利用地開発による定着人口の増加策について

2番 阿部 司君

1. ゲートキーパーの養成について
2. 観光ガイドの募集及び育成について

議

事

午前10時00分 開議

○議長（鷹嶋邦彦君） 本日は御苦労さまです。

湯山鉄夫君は、本日の会議を欠席する旨、届けが提出されておりますので御報告いたします。
ただいま出席議員は11人です。出席議員が定足数に達しておりますので、小山町議会は成立しました。

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめ配付しましたとおりですから、朗読を省略します。

日程第1 一般質問

○議長（鷹嶋邦彦君） 日程第1 これより一般質問を行います。

通告順により、順次発言を許します。

3番 渡辺悦郎君。

○3番（渡辺悦郎君） おはようございます。本日は、2件の項目につきまして質問をさせていただきます。

まず、第4次小山町総合計画や町長マニフェスト「金太郎大作戦」にも安全・安心なまちづくりとして掲げてあります健康まちづくり推進について伺います。

平成20年から開始されました国民健康保険の特定健康診査の受診率は平成23年度には53.7%となり、県内はもとより全国でも高いレベルにあるというふうに聞いております。また、がん検診の受診率も他市町と比較しても高い状態にあると報告されております。

これらの検診の受診率向上は、疾病の予防や早期受診を促すことができ、国保会計健全化につながるかと考えております。

本年3月に発表されました第3次小山町保健計画において、基本構想として「健康をつくる人々がくらす町・おやま」を目標とし、3つの基本方針により、詳細にわたる基本計画が示されております。

所管の部署におかれましては努力され、かつ他市町に先駆けて地域とのつながりを生かした社会関係資源、ソーシャルキャピタル、これを十分に生かした支援体制が整っているのも一因と思われます。

町長に伺います。各種検診受診率の目標及び受診率アップのため、どのような施策を講じているのか。また、町民への広報についての方策を伺います。

2つ目の質問でございます。来年度、北郷幼稚園・保育園から始まります幼保一体化について伺います。

学校教育法の規定に基づく幼稚園事業と、児童福祉法の規定に基づく保育所事業が、制度が一元化されない中、少子化や施設の老朽化、また職員の適正配置の面から、就学前施設の効率的運

営の方法としての施設が各地で設置・運営されております。議会といたしましても、島根県松江市、また昨年度末には当局と一緒に南伊豆町で研修を実施しております。

お隣の御殿場市でも平成26年から初の市立印野こども園を運用開始する予定と新聞報道もありました。

小山町でも、きたごう保育園園舎老朽化に伴い、北郷幼稚園の敷地に町内で初めての幼保一体化施設の工事が着手されております。

しかしながら、該当する未就学児の保護者は、どのような運営形態かがわからず、不安に感じている方もおると聞いております。

教育長に伺います。運営形態及び募集要項についてを伺います。

以上です。

○議長（鷹嶋邦彦君） 答弁を求めます。

○町長（込山正秀君） おはようございます。渡辺議員にお答えをいたします。

はじめに、健康まちづくり推進についてであります。

まず、特定健診についてであります。制度の始まった平成20年度は、受診率は44%でありましたが、平成23年度には53.7%と県内トップの受診率を記録いたしております。また、直近の平成24年度におきましては、速報値であります。46.7%と推移をいたしております。

平成25年度からは、特定健診実施計画の第2期計画がスタートしましたが、受診率につきましては、国の目標値が65%から60%に改正されております。

また、特定健診の受診率アップ対策として、2年連続で実施した電話による受診勧奨につきましては、一定の効果が確認できておりますので、蓄積したデータを活用しながら、本年度も継続して目標受診率の達成に向けて努力してまいりたいと考えております。

次に、がん検診についてであります。

平成24年度における本町の主要ながん検診の受診率につきましては、胃がん検診が28.0%、大腸がん検診が43.4%、子宮がん検診が42.1%、肺がん検診が38.1%、乳がん検診が21.8%であり、前年度に比べ受診率は向上している状況であります。

また、静岡県が公表しているがん検診の受診率につきましては、各市町の対象年齢等が異なることから、推定対象者数に基づき算出しておりますが、最新の公表データである平成22年度において、いずれも県平均を上回り、上位に位置している状況であります。

がん対策基本法に基づき、国はがん対策推進基本計画において受診率50%を目標としておりますので、平成25年3月に策定した第3次小山町保健計画においても同様の目標を定めており、受診率の向上に取り組んでおります。

次に、がん検診の受診率アップ対策と町民の皆様への広報についてであります。

これまで、各種検診の受診票と受診勧奨の情報提供チラシを個人毎に郵送して啓発してまいりましたが、平成24年度には新たな試みとして、職員の発案により、住民課及び健康福祉課を中心

に、自費で啓発用ポロシャツを作成、着用して、平常時の啓発をはじめ、健康フェスタ等の各種イベント開催時にも歩く広告塔として住民の皆様に対する意識啓発を展開してまいりました。

本年度につきましては、各種検診が始まる6月を特定健診及びがん検診の受診率向上強化月間と位置付け、集中的なキャンペーンを計画しております。

このため、啓発用ポロシャツを着用しての受診勧奨につきましては、各種健康づくり関係団体の皆様にも御協力をいただくとともに、各部、各課の枠を超えて、町が主催する会議やイベントにおいても受診を呼びかけてまいりますが、私自身も歩く広告塔のひとりとして、健康フェスタ等のイベント開催時には啓発用ポロシャツを着用し、受診勧奨に努めてまいりたいと考えております。

また、巡回福祉バス等の車内への啓発チラシの掲示や、働き盛り世代に焦点を当てた無線放送によるPRを加えるなどで、自らの健康は自ら守るという意識啓発を図りながら、町民の健康づくりに努めてまいりたいと考えております。

以上であります。

○議長（鷹嶋邦彦君） 答弁を求めます。

○教育長（天野文子君） 次に、町内で初めてとなる幼保一体化施設の運営形態についてであります。

議員御承知のとおり、先の5月臨時会におきまして、この幼保一体化施設の工事請負契約の締結について議決いただき、本格的に工事に着手したところであります。

運営形態についてですが、町内で初めての幼保一体化施設であるため、幾つか視察してきました先進地の事例を参考にして、運営指針や子供達の1日の生活デザイン、職員の勤務体制などについて、幼稚園、保育園の全園長、こども相談員、教育専門監、幼保担当職員でワーキンググループや検討会議を設けて、小山町の幼保一体化施設は幼保連携認定こども園とする方向で運営方法を検討しているところであります。

また、幼稚園は4時間保育を、保育園は8時間保育を基本としていますが、現時点では、いわゆる幼稚園児である短時間利用児と、保育園児である長時間利用児の4歳児と5歳児を一定時間共通のカリキュラムのもとに教育、保育を行っていく方向としております。

また、幼保一体化ということで、事務的にも煩雑になってきますが、丁寧に対応し進めてまいります。今後、更に検討を進め、条例案、規則案などを決定し、8月末には関係職員を対象に、こども園についての研修を行い、9月には保護者等に対し、入園申し込み手続きを見据えた説明会を開催していきたいと考えております。

このこども園の基本的な運営方針につきましては、現在、認定こども園開園に関する条例及び関係する条例の一部改正について、作業をしているところであります。条例につきましては、来たる9月議会において上程したいと考えております。

以上であります。

○議長（鷹嶋邦彦君） 再質問はありませんか。

○3番（渡辺悦郎君） 再質問をさせていただきます。

まず健康まちづくりの推進についてでございます。先ほど答弁にございました健康づくり関係団体について、差しさわりのない範囲で、どのような団体、組織なのか伺います。

次に、幼保一体化についてであります。現在、経済が好転し、消費税アップも予想される中で、マイホーム建設を考えている子育て中の町民もいるというふうに聞いております。特に子育て世代の住居の選定要因としては、文教施設、医療施設、また制度を挙げ、中学生までの医療費無料は町の売りでもあります。幼保一体化施設について、まだまだ情報が伝わっていないことは不安要素の一つでもあります。

先ほどの答弁で、保育園は8時間保育が基本であるとのことでしたが、実際に保育園が開いている時間はどのくらいですか、伺います。

以上です。

○議長（鷹嶋邦彦君） 答弁を求めます。

○町長（込山正秀君） 渡辺議員の再質問にお答えをいたしたいと思えます。

推進を構成する団体でございますが、御殿場市医師会、それと駿東歯科医師会、北駿薬剤師会、また町内におきましては区長会、保健委員協議会、婦人会、老人クラブ、体協、食推の関係の方々、これらの組織をお願いして、協働して健康づくりの啓発に努めていきたいと、このように考えております。

以上であります。

○議長（鷹嶋邦彦君） 答弁を求めます。

○教育長（天野文子君） 渡辺議員にお答えします。

幼稚園、保育園というのは、基本的には教育内容は4時間、そして8時間となっておりますが、今回、小山町で考えていますきたごうこども園につきましては、朝7時から、そして夕方6時、18時までを基本として11時間。更に延長を1時間と考えて、今、検討しておるところでございます。

以上でございます。

○議長（鷹嶋邦彦君） 次に、8番 池谷洋子君。

○8番（池谷洋子君） 私は、3件の質問をさせていただきます。

1件目は、感染が拡大する風疹対策についてお伺いいたします。

患者のせき、くしゃみなどでウイルスが飛散し、感染を広げる風疹が猛威をふるっています。感染症発生動向調査の速報値では、風疹の患者数は今年初めから5月19日までの累計で7,540人と報告されています。昨年は2008年以降で最多の報告例がありましたが、今年は既にその3倍を超えています。この人数は、はっきりと診断をされ、報告があったものだけです。風疹と気づかないうちに症状が治まった人がいる可能性も高く、実際はもっと大勢の人がかかっていることも考

えられます。例年、春から初夏にかけて増える病気ですから、これからの時期は更に注意が必要です。

今回の流行の特徴は、患者の多くを20代から40代の男性が占めていることです。この年代は妊娠出産可能期の女性が身近にいる場合が少なくありません。免疫を持たない妊娠初期の女性が風疹に感染すると、赤ちゃんに心臓疾患や難聴、白内障など、先天性風疹症候群と呼ばれる障害を引き起こすおそれがあります。

先天性風疹症候群の発生頻度は、妊娠1か月で50%以上に上るため、注意が必要です。感染拡大を防ぐため、厚生労働省はワクチンの接種を呼びかけており、接種費用を補助する自治体も増えてきました。和歌山市は6月1日から県の補助を受けて予防ワクチン接種への助成を開始いたしました。妊婦は、赤ちゃんへの影響を避けるため、ワクチンを接種できません。赤ちゃんを守るためには、感染拡大を防ぐ一人ひとりの協力が不可欠です。

以上を踏まえ、次の4点について、町の見解を伺います。

1点目、婚姻届け出時、母子健康手帳発行時などでの啓発パンフレットの配付について。

2点目、妊娠を予定、または希望している女性や家族に対する予防接種費の助成について。

3点目、妊娠している女性との接触機会の多い保育士や幼稚園教諭へのワクチン接種の促進は。

4点目は、先に述べましたが、今回の流行の特徴は患者の多くを20代から40代の男性が占めていることです。この年代は妊娠出産可能期の女性が身近にいる場合が少なくありません。この対策について、町のお考えをお聞かせください。

2件目は、富士山の世界文化遺産登録による町の方針についてお伺いします。

富士山世界文化遺産登録が確実となった今、富士山を取り巻く各地域では、大きな商業チャンス、観光チャンスを迎え、イベントを計画したり、富士山にちなんだ楽しいグッズや地元の物産、おいしいメニューの紹介、さらに、富士山世界文化遺産ツアーの開催、富士山ガイドの育成等々、大々的に活発な動きがあります。

御殿場市長は、富士山文化遺産登録に向けた市の取り組みについて、御殿場口登山道のPRに努め、文化遺産の記載が決定したら、JR御殿場駅広場などを会場に、市民と喜びを分かち合えるようなイベントを行いたい。秋頃には、裾野・小山両市町と連携した記念のイベントを計画している。また、世界文化遺産登録は、富士山の保全だけでなく、まちをきれいにするためにもまち並み整備の絶好の機会とし、市景観条例の策定も進めています。裾野市においては、観光ガイド協会を設置し、富士山資料館の活用を充実させています。

このように、文化遺産登録を最大の機会と捉え、各市町は積極的に商業施設や各団体、企業、そして住民を巻き込んで推進しております。当然のことながら、富士山を有する小山町としても、この世界文化遺産登録を最大のチャンスと捉え、各地に負けないくらいの知恵を絞り、小山町ならではの対策を考えていると期待してやみません。

そこで、次の4点についてお伺いします。

1 点目、富士山須走口登山道及び周辺の観光スポットの整備と自然対策について。

2 点目、登山への安全対策について。

3 点目、外国人観光客への対応について。

4 点目、町における観光戦略と商業戦略についてお聞かせください。

3 件目は、赤ちゃんの駅についてお伺いいたします。

赤ちゃんの駅とは、授乳やおむつ替えができるベビーベッドやソファが置かれ、カーテンなどで囲ってあるスペースです。お母さんが乳幼児を連れて安心して外出できる環境を整備することは、子育て環境の充実の一環と考えます。町本庁にはベビーベッドのみが設置されています。その他、町内の2か所の道の駅には障害者・お年寄り用と併用したトイレの中におむつ替えのベッドが設置されています。その他、図書館や公民館などの公共施設には、赤ちゃんのためのベッドやスペースはありません。

道の駅などは、今後、富士山世界文化遺産登録による観光客が増えることを考えて、早急に母子ともにゆったり安心できる清潔なスペースを作る対策を立てるべきと考えます。その他の公共施設においては、地震等で避難したときや緊急にけがや病気になったとき、その場で処置できるスペースになります。

子育て世帯が安心して暮らせるまちづくりのため、また、外からのお客様のためにも、町長の考えをお伺いいたします。

以上、3件の質問です。

○議長（鷹嶋邦彦君） 答弁を求めます。

○町長（込山正秀君） 池谷洋子議員にお答えをいたします。

はじめに、感染が拡大する風疹対策についてであります。

感染症発生動向調査の速報値によると、5月13日から19日までの第20週の風疹患者報告数は、全国で571件で、平成25年度の累計報告数は7,540件に達し、県内におきましては患者報告数が昨年1年間の約5倍という状況にあります。

風疹対策につきましては、昭和52年から中学生女子を対象に集団予防接種が行われ、平成7年度からは幼児及び小学1年生と中学2年生の男女を対象とした定期接種となり、費用の公費負担を行っております。

平成18年度からは、早い時期に抗体をつけるために、1歳児と小学校入学前年度の年長児への2回の接種を実施している状況でございます。

また、平成20年度から24年度までの5年間は、国の通達に基づき、麻疹排除の取り組みの時限措置として、中学1年生と高校3年生に該当する生徒を対象に、風疹と麻疹の混合ワクチン接種の積極的な勧奨を行ってきたところであり、町の5年間の平均接種率は、中学1年生は99.9%、高校3年生では93.7%と極めて高い状況であります。

予防接種の啓発につきましては、1歳児及び年長児に対し、幼児期の健診や就学児健診等で行

っております。

今回、全国的な風疹患者の増加を受け、厚生労働省から注意喚起の通知があり、婚姻届を出される御夫妻には、住民福祉課の窓口において啓発チラシの配付をし、風疹の予防対策を呼びかけております。

また、母子健康手帳交付時に、妊婦には人込みを避け、風疹にかかっている可能性のある人との接触は、可能な限り避けるよう呼びかけております。

次に、妊娠予定または希望している女性や家族に対する予防接種の助成についてであります。

現在、予防接種法に基づき公費助成している定期接種の対象は、1歳児と年長児であり、それ以外の方への予防接種は定期接種の対象になっておりません。

今回の風疹の流行に係る定期接種以外の予防接種につきましては、国において対象年齢や性別等の明確な基準が示されておらず、個人に対し接種履歴を確認した上で予防接種を検討するよう勧めている段階であります。

静岡県内においては、熱海市と富士市及び東伊豆町が助成をしておりますが、町といたしましては、感染拡大を防ぐためには、まず正しい情報の提供や予防啓発を行う必要があると考え、接種費用の助成につきましては、今後、国の動向及び近隣市町の対応を調査し、検討してまいりたいと考えております。

次に、保育士や幼稚園教諭へのワクチン接種の促進についてであります。

これら職員は、日常の教育・保育を通し、妊婦の方に限らず様々な人に接するので、正規職員、臨時職員を問わず、正しい情報の周知を図り、必要に応じて予防接種を検討するよう促してまいりたいと考えております。

次に、20から40歳代の男性患者が多く、妊娠可能期の女性が身近にいる場合への対応についてであります。

風疹と報告された方の7割が男性で、そのうち8割以上が20から40歳代の働く年齢層であるという報告がなされております。

議員御承知のとおり、予防接種制度の経緯から、風疹に対する免疫を持っていない方は、国の調査によりますと、約15%存在することから、町では商工会を通じて啓発チラシを配布し、男女を問わず正しい情報の周知を図り、個々の接種履歴に応じ、予防接種を検討するよう啓発してまいりたいと考えております。

次に、富士山の世界文化遺産登録による町の対策についてであります。

このたび、富士山が世界文化遺産に登録される見通しとなり、須走口登山道と富士浅間神社の2つの構成資産を有する小山町も、国内外から大きな注目を集めることとなります。

町といたしましても、これを町制発展の契機と捉え、町民一丸となって盛り上げてまいりたいと考えております。

まず、富士山、須走口登山道及び周辺の観光スポットの整備と自然保護対策についてであります。

すが、登山者をはじめとする観光客の増加が期待されますので、観光客が安全で快適に楽しく過ごせるように、富士山周辺の整備に取り組む必要があると考えております。

町では、昨年度、須走口五合目の周辺整備構想をまとめ、今年度は、その整備計画の第一歩として、五合目周辺の環境保全と施設運営の安定化などを図るために電化事業を実施し、今後は五合目駐車場や遊歩道の整備などを計画的に進めてまいりたいと考えております。

また、周辺に富士浅間神社や登山道を世界文化遺産構成資産として紹介する案内看板の設置についても検討してまいりたいと考えております。

周辺の観光スポット整備としては、馬返しから五合目までの富士箱根トレイルの本格的な整備を行うほか、富士山の眺望が素晴らしい足柄峠などを眺望スポットとして整備してまいりたいと考えております。

自然保護対策につきましては、イコモスの勧告においても、来訪者数の増加による影響について、世界遺産委員会へ保全状況報告書として、来訪者戦略、登山道の保全手法などの報告の提出が求められておりますので、町においても静岡・山梨両県や富士山周辺の自治体や国、関係団体などと連携しながら、五合目周辺や登下山道の美化清掃や動植物の保護などに努めてまいります。

また、今年度において観光振興計画と環境基本計画を策定することとしておりますので、それぞれの計画の中で、富士山周辺の観光振興と自然環境保全のバランスを考えた取り組みも盛り込んでいきたいと考えております。

次に、登山への安全対策についてであります。

近年の登山ブームにより、富士山への登山者は増加傾向にあり、軽装で山頂を目指す登山者も見受けられ、事故や遭難が後を絶たないのも現状であります。

今回、世界文化遺産に登録された場合、こうした安易な気持ちで山頂を目指す登山者が更に増えることが懸念されます。

このため、正しい登山知識や緊急時の対応について、登山パンフレットやホームページを使い、注意喚起に努め、また、平成22年度から県と町が共同で取り組んでいます登山指導や案内サービスを行う富士登山ナビゲーターの配置を、今年度も夏山期間中の7月1日から9月上旬まで須走口五合目において実施し、登山者の安全を図ってまいりたいと考えております。

その他に、濃霧発生時などに登山者が道に迷わないよう、危険箇所を中心に、登下山道に誘導ロープを設置するなどの安全対策も実施をしております。

次に、外国人観光客への対策についてであります。

近年は、外国人の登山者も多いことから、英語と中国語を話せる富士登山ナビゲーターを配置しております。また、須走口登下山道には、国や静岡・山梨両県、周辺市町村で策定しましたガイドラインに沿った日本語、英語、韓国語、中国語の4カ国語を記載した誘導標識と案内看板を設置し、対策しております。

町でも、この世界文化遺産登録をチャンスに捉え、より多くの外国人観光客の獲得を目指し、

積極的に海外向けの観光キャラバンへの参加や多言語のパンフレット、町のホームページ等を使って情報発信に努めてまいりたいと考えております。

次に、町における観光戦略と商業戦略についてであります。このたびの世界文化遺産登録によって、須走口登山道と富士浅間神社の2つの構成資産は、大勢の観光客が訪れる場所となります。

先ほど申しあげました五合目の周辺整備構想とは別に、富士浅間神社周辺においても、訪れた方々が神社だけの観光にならないよう、今後、道の駅「すばしり」や富士浅間神社前の本通りを含めて、観光客が回遊できるような「構成資産がある街：須走」の構想を考えてまいります。

そのためには、行政だけでなく、地元須走地区や観光協会や商工会など様々な団体と共同して、何度も訪れたいくなる「構成資産がある街：須走」として整備を考えてまいりたいと思います。

また、この登録を契機に、須走地区だけでなく町内全域の観光施設を再度PRし、世界遺産のある町と金太郎生誕の地を前面に出していくことによって、町の観光並びに商業の活性化を図っていくことを町の戦略の柱として取り組んでまいりたいと考えております。

次に、赤ちゃんの駅についてであります。

授乳やおむつ替えのできるスペースまたはベビーベッドやソファ、カーテンなどの設備がある、議員の言われる赤ちゃんの駅と同じような施設は、町内では役場本庁、健康福祉会館、総合文化会館などの主要施設をはじめ、道の駅「ふじおやま」、「すばしり」においても、ベビーベッド、おむつ替え台、ベビーシート、ベビーキープを設置し、子育て環境の充実に努めております。

未設置の施設に関しましては、今後、施設の利用形態、利用状況を踏まえ、利用者のニーズに応じた整備をしてまいりたいと考えております。

以上であります。

○議長（鷹嶋邦彦君） 再質問はありますか。

○8番（池谷洋子君） 再質問をさせていただきます。

はじめに、1件目の風疹対策の2点目、予防接種の助成についてお伺いします。

町長、先天性風疹症候群をなくすために一番有効なのは予防接種です。妊婦の風疹感染を減らすためには、周囲はもちろん、社会全体の予防接種率を上げ、流行を抑制することが何より大切です。風疹はインフルエンザの5倍以上の感染力を持っています。町長も先ほど答弁の中で、県内の患者数は昨年1年間の約5倍と言われました。国の動向や近隣市町の対応を調査、検討している時間はありません。

熱海、富士、東伊豆町が助成しているならば、小山町もやるべきと考えます。何よりも宝である子どもの障害を未然に防ぐことができるからです。また、大人が発生すると重症化して、脳炎、肝機能障害、髄膜炎を引き起こす可能性もあります。

町長、小山町は金太郎のまちです。金太郎のように元気で明るい子供達を育てていく町なんです。予防接種の助成について、再度、町長の考えをお伺いします。

次に、世界文化遺産の登録による町の対策の1点目です。

自然保護対策についてお伺いします。今、一番懸念されているのはトイレの問題です。登山者の増加に伴い、絶対にトイレが足りないことは、誰もがわかっています。トイレの整備について、どのように具体的に考えているかお聞かせください。

もう1点は、御殿場市は今、景観条例の策定を進めています。小山町も遅れをとらず、この景観条例の前倒しを急ぐべきと考えますが、町長の見解をお伺いします。

次に、3点目の赤ちゃんの駅についてです。町長は答弁の中で、赤ちゃんの駅と同じような施設は、町内では本庁、福祉会館、文化会館の主要施設をはじめ、道の駅の2つ、「ふじおやま」、「すばしり」においてもベビーベッド、おむつ替え台、ベビーシート、ベビーキープを設置しとありますけれども、ベビーベッドは道の駅にはありません。おむつ替え台はあります。赤ちゃんの駅とは、あくまでも赤ちゃんとお母さんのための安全、安心で清潔なゆったりスペース、そういう施設です。小山町の2つの道の駅には、先ほど言いましたが、障害者のお年寄り用と併用したトイレの中におむつ替え台があるんです。ベビーベッドはありません。もしかすると、町長の方はおむつ替えとこのベビーベッドを兼ねているということでしょうか。

今、観光客の増加が見込まれる施設において、障害者やお年寄り、この方たちと併用する、1つないし2つしかない、このトイレの中で、安心してゆっくり清潔に授乳ができますか。私の質問は、あくまでも授乳やおむつ替えのできる、カーテンなどで囲ってある赤ちゃんとお母さんのためのスペースの整備です。町長の言う赤ちゃんの駅と同じような施設と捉えるのは違います。

現在あるのは、ごくどこにでもある、私は普通の設備だと思いますが、町長、この点についてもお答え願いたいと思います。

以上、3件の再質問とさせていただきます。

○議長（鷹嶋邦彦君） 答弁を求めます。

○町長（込山正秀君） 池谷洋子議員の再質問にお答えをいたしたいと思います。

1点目の風疹の予防接種の件でございますが、先ほど答弁を申したとおり、国、県、また近隣の市町村の動向を見ながら、これは検討をしていくと、こういうことで御理解いただきたいと思っています。

2点目の自然保護という観点でのトイレ設置でございますが、これにつきましては、先ほどの答弁で申し上げたとおり、環境の基本計画、そして観光の振興計画と、今年度、両方の検討会をして計画を作りますので、この中でトイレ等の問題は議論していただいて、計画の中に組み込んでいくと、こういうことで御理解いただきたいと思っています。

次に、ベビーベッドの件でございますが、これにつきましては、施設管理者とも相談させていただいて、利用状況等を勘案した上で検討してまいりたいと思いますので、御理解いただきたいと思っています。

景観条例の件であります。今、検討しているのは全町域を対象とし、須走地区を重点箇所と

して計画をして検討させていただきます。先般のフォーラムの中で区域をお示しさせていただいて、これから中身について、地域の方々を含めて検討し、条例等の方向に持っていくと、こういうことを考えておりますので、御理解いただきたいと思います。

○議長（鷹嶋邦彦君） 再々質問はありますか。

○8番（池谷洋子君） 再々質問をさせていただきます。

今、観光客が増加する道の駅のような施設は、お年寄りも障害者も赤ちゃん連れの方も来てくださいます。その中で、赤ちゃんの駅は、今後リピーターを多く作るためにも早急に必要な施設だと考えます。町長、赤ちゃんの駅についても、予防接種についても、富士山にしても、「小山町って良い町だね」、このように言われるように頑張って推進してみたいかでしょうか。どうでしょうか、最後の質問です。よろしくお願いいたします。

○議長（鷹嶋邦彦君） 答弁を求めます。

○町長（込山正秀君） 池谷議員の再々質問にお答えをいたしたいと思います。

叱咤激励、どうもありがとうございました。いろいろまた、議会の方々と相談しながら、良い方向に行くように頑張っていきたいと思っておりますので、御理解いただきたいと思います。

以上、よろしいでしょうか。

○議長（鷹嶋邦彦君） それでは、ここで10分間休憩します。

午前10時54分 休憩

午前11時04分 再開

○議長（鷹嶋邦彦君） 休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、1番 高畑博行君。

○1番（高畑博行君） 私は、県道山中湖小山線（藤曲バイパス）交差点の信号設置についてと、小山町における小水力発電の導入検討についての2点を質問させていただきます。

まず最初の質問は、県道山中湖小山線（藤曲バイパス）交差点の信号設置についてであります。

本年3月27日に国道246号線中島インターと県道山中湖小山線（藤曲バイパス）の開通がなされ、記念式典が行われました。開通から約2か月半近く経過したわけですが、その式典の中での町長挨拶でも、「バイパス開通は内陸フロンティア構想による湯船原開発の上からも、既存のスピードウェイや富士霊園などへのアクセスの上でも極めて便利になり、今後期待される路線になるだろう。しかし、交差点に信号が設置されなかった点は、事故防止上大きな懸念材料である」という話がありました。

私も藤曲区に住んでいる住民の1人として、この交差点には信号機がつくものとばかり考えておりました。ほとんどの住民も同じ考えだったと思います。ところが、いざ開通間際になって、信号機は設置されないということを知り、大変驚いたところです。信号機がつかないと知った住民、特にこの交差点を頻繁に通る藤曲・湯船・柳島地区の住民は、交通事故がいつ発生してもお

かしくない状況下で大変心配しておりました。このバイパス開通直後、藤曲区公民館で行われた出前講座で、朝通学する児童・生徒の安全確保のために、シルバー人材センターにお願いし、交通安全指導に立ってもらうことを決め、町は実行してくれました。

しかし、早朝の児童・生徒の通学時だけでなく、日中の事故発生を心配した藤曲区の住民は、区の役員だけでなく、一般住民も何回となくこの交差点に立ち、行き交う車の様子を見ておりました。私も1か月の間に3回現場に立ち、その様子を見ておりました。私が見ていたわずか1時間余りの間にも、車同士が危うくぶつかりそうになった場面に遭遇し、事故が起きなければいいのだがと危惧していました。

この交差点で衝突しそうになる、その主な原因は、国道246号線から山中湖方面に向かう車は、交差点はあるものの、一旦停止線はない優先道路であるために、そのままのスピードで交差点を抜けようとします。しかし、藤曲から湯船・柳島方面に行こうとする車またはその逆は、今までの慣例から一旦停止せずに交差点に入ろうとして衝突しそうになるケースが一番多いようです。

さらに、一旦停止しても、中島インターの方から来る車が、右側にある黒い塀の陰になって見えづらく、一旦停止線の先までスルスルと徐行して進まない、右から来る車が確認できません。この点も、この交差点の持っている大きな問題点です。藤曲の方から走ってきた車にとって、左斜め前方にカーブミラーはありますが、運転手の習性で、見えづらい右から来る車を確認するには、スルスルと徐行して進み、目線を右側に向けて直接確認することになります。ですから、今設置してあるカーブミラーは意識しません。もっとインターから来る車を確認しやすい右斜め前方にカーブミラーを移設または増設する必要があります。

また、変則五差路になることを避けるために、湯船町営住宅、聖イエス会小山教会からおりてくる町道1672号線を曲げた設計も、今考えると問題があります。この地点も危険性がないわけではありません。車だけでなく、歩行者の安全面からも横断歩道がない場所を突っ切らざるを得ないからです。また、歩行者の右側通行を厳守しようとする、2本しか横断歩道がないために、道向こうの右サイドに直接行くことができず、現在ある2つの横断歩道をわざわざ渡って迂回しないと右側通行の徹底ができないという問題点があります。

開通当初から、この交差点での事故は心配されていたわけですが、予想したとおり、ちょうど1か月たった日に事故が起きました。さらに、つい最近でもスピードウェイでハーレーダビッドソンのイベントが行われた日に2度目の事故が起こったのです。

今後も車同士の事故だけでなく、歩行者を巻き込む事故が大いに心配されます。特にお盆やお彼岸の富士霊園に頻繁に人が訪れる時期や富士スピードウェイでレースやイベントがある日は心配されます。

地元住民の一旦停止すべき交差点だという認識度が高まっていったとしても、他地域から来た車との交差のタイミングを考えると、交通事故が起こる可能性は決して下がるものではありません。

聞くところによれば、今回、信号機が設置されなかった理由が、従来の県道の幅員が狭いために信号設置の規定から外れてしまったとか、交通量そのものが少ないことが予想されたので、信号機の設置が見送られたと伺っています。信号機だけでなく、横断歩道も2本しか設定されなかった点も、住民にとっては一体なぜなんだという疑問を払拭できません。

今のままの幅員だと信号機がつかないと初めからわかっていたのか。交通量が少ないことが予想されるのでつけないという方針は初めからあったのか。それらのことは、もし事前にわかっていたのなら、もっと早く、計画の段階から住民に説明すべきだったのではないか。信号設置のために従来の道幅を広げることなどを併せて検討しなかったのか。横断歩道はなぜ2本しか設置しなかったのかなど、地域住民から寄せられる疑問点は数多くあります。

開通後に、きっと町に対して改善の要請があったのではないのでしょうか。私個人のところにも、危険なので何とかしてください、信号がすぐできないのなら、大型カーブミラーの設置等はできないのかといった苦情や意見を持ち込む住民の方が数名おられました。

通常信号が無理なら、せめて歩行者専用の信号はどうなのかといった意見もあります。しかし、より高い安全性の確保を考えた場合、やはり4方向の車と人の通行規制をする通常信号設置と、4本の横断歩道の敷設が一番望ましいと考えます。

この道路が県道であることから、小山町独自の判断でどうなるというものではないことは承知しておりますが、人の命にかかわる問題なだけに放置できません。

そこで、町が県から聞いている説明等を踏まえて、次の質問をさせていただきます。

1点目は、信号機がつかなかった理由と、つかないと把握した時期はいつか。つけてもらうための方策はなかったのか等を町民に詳しく説明してほしいと思います。

2点目は、今後も信号機設置の要請を行政としてやっていくのか。また、地域住民も県警交通規制課等へ直接要望していった方がいいと考えるかお聞きいたします。

3点目は、信号機設置はすぐにできるものとは思いませんので、当面の交通事故予防措置として、今あるものより大型のカーブミラー設置を現在ある場所以外にも立ててほしいという声を受けて、藤曲から湯船・柳島方面に向かって右斜め前に設置したり、見通しがきかない原因の一つになっている黒い塀を、すき間のある見通しのきく塀に付けかえるなど、バイパスから来る車が死角になって見えない状況を打開してほしいわけですが、町ができる措置は考えないか、お尋ねいたします。

次に、2番目の質問ですが、小山町における小水力発電の導入検討についての質問をいたします。

一昨年の3.11東日本大震災とその後の原発事故を経て、日本のエネルギー需給の議論がこれまでに高まる中で、地球温暖化防止対策や低酸素社会の構築を視野に入れた全国の自治体が、再生可能エネルギーによる発電に取り組んでいます。

再生可能エネルギーといえば、太陽光発電、風力発電、バイオマス発電、地熱発電など幅広い

発電があるわけですが、2010年3月時点での発電比率を見ますと、小水力発電が55.6%で、再生可能エネルギーによる発電の中では断トツ1位です。

小山町では、将来、内陸フロンティア構想の中で、湯船原に大型のエコソーラーシステム施設の設置ビジョンもあるかに聞いていますが、大型の再生エネルギー施設は財政的にも町独自でできるものではないでしょう。当然、国や県が絡んだ開発事業になると思います。

私が今日質問させていただくのは、町独自でも取り組み可能な小水力発電についてであります。水資源が大変豊富な小山町にとって、この小水力発電はある意味うってつけの発電システムです。

インターネット等を利用して全国の小水力発電の状況を調べてみると、実に様々な方法や規模で幅広く実用化されていることがわかります。その中でも注目したいのが、お隣の山梨県都留市です。小水力発電の町ということで3.11以降、国内外から視察者が相次いでいるそうです。

市民からの要望を受けて05年に「元気くん1号機」を完成、川幅4メートルに3メートルの落差をつけ、直径6メートルの水車を回転させるものです。さらに、3年前に「元気くん2号機」を配備、昨年3月に「元気くん3号機」を設置しました。1号機は環境省主催の「ストップ温暖化「一村一品」大作戦」で金賞を受賞しました。

費用総額は1号機4,340万円、2号機6,240万円、3号機3,000万円で、各種の補助金や住民の公募債、市の一般財源等で賄ったそうです。中でも市民に呼びかけた公募債は、「都留の恩返し債」というユニークなネーミングで、市のアイデアあふれる取り組みが推察されます。

また、この市民参加型ミニ公募債は、1号機、2号機でかかった経費の3分の1以上を占めたことから、市民の、おらが町の再生エネルギー活用に乗り出すんだという関心の高さが伺えます。

出力面から見ると、1号機、2号機、3号機の最大出力はそれぞれ20キロワット、19キロワット、7.3キロワットで、これらの電力は市役所や敷地内施設で使われ、市役所全体の5割から7割を自給し、休日の電力は東電に売電しているとのことでした。

都留市の小水力発電は、比較的中規模の発電の典型ですが、これよりはるかに小さい規模の発電になると、幾らでもあります。静岡新聞に紹介された伊豆の河津町の例ですと、公民館横の用水に最大250ワットの小さな出力ながら、公民館広場の外灯や非常用コンセントなどの電源として使用、かかった経費は約500万円というニュースが出ていました。河津町はエコをキーワードに観光施策を進める方針で、担当者は、今後も各地区に合った形態を取り入れたいと述べています。

こうした小水力発電は全国でも多く見られます。しかし、設置に向けて課題は幾つもあります。昨年7月、電力会社の余剰電力の固定価格買取制度が始まりましたが、小水力発電着手の手続きが複雑なことがネックの一つです。河川法や水利権、書類審査等が複雑なことが、小水力発電普及の足かせになっています。また、コスト高の問題もあります。しかし、一度作ってしまえばエネルギー源は水ですから、メンテナンス程度しか後々までかかる財政負担はありません。

それでは、どういう方向で小水力発電の可能性を探っていったらいいのか考えるわけですが、

例えば、全国小水力利用推進協議会という組織があります。ここでは基本的な小水力の特徴や可能性について、地点の発掘から基本設計、詳細設計、完成に至るまでの導入ステップ、河川法、電気事業法、許認可手続の方法、各省庁の助成制度などの法的手続、取水設備や水圧管などの土木設備、水車発電機などの電気機械設備に関する小水力技術をはじめ、導入事例や参考資料等に至るまで相談に乗ってくれる組織もあります。

私は、今、ここで小山町としてすぐに小水力発電を導入せよという乱暴な意見は主張しません。ただ、何もしないで手をこまねいていると、町独自のエネルギー政策面で、無策な状態で何もしていないまま時間だけ過ぎていく心配があります。

そこで、長いスパンで検討を進める担当部署を設置、または現在ある課の中で担当者を置き、積極的に先進地視察や分析・検討を進めていったらどうかと考えますが、それについての町のお考えをお尋ねします。

以上、2つの質問とさせていただきます。

○議長（鷹嶋邦彦君） 答弁を求めます。

○町長（込山正秀君） 高畑議員にお答えをいたします。

はじめに、県道山中湖小山線（藤曲バイパス）交差点の信号機設置についてのうち、信号機のつかなかった理由と、把握した時期についてであります。

一般県道山中湖小山線藤曲バイパス（2期工区）事業が開始されましたのは、平成19年からであります。

議員御指摘の交差点につきましては、事業主体であります沼津土木事務所が御殿場警察署と交差点協議をし、その後、静岡県公安委員会への意見聴取を経て、交差点の設計が決定されたと承知をいたしております。

町への事業説明時には信号機の設置はありませんでした。町も、この協議で示された案を受け入れて、事業が始まっております。

次に、今後の信号機設置要請についてであります。町ではこの交差点の供用直前となる平成25年2月20日に柳島区、湯船区、藤曲区の3区から信号機新設要望を受け、静岡県公安委員会へ私自ら要望書を持参し、強く要望いたしてまいりました。

その後、3月5日には中島区を加えた4区長、御殿場警察署交通課、沼津土木事務所御殿場支所及び私と建設課が現場交差点において供用前の問題点の把握と改善事項の検討を行い、交差点前の止まれ表示部に着色舗装の実施、カーブミラーの設置、飛び出し注意喚起の表示、減速を意識させる着色舗装等の対応方法を決め、供用開始までに整備をしましたが、交差点に信号機が設置されるためには、ほかに長期的な諸処の条件の実施が不可欠であることは変わりませんでした。

また、3月27日の供用日の夜には、議員も出席されましたが、関係区長をはじめ、学校関係者、PTA役員の方々を交え、「藤曲交差点の実情と安全対策」をテーマに、小山町出前講座を開催し、新交差点では信号機が設置されないことや、優先道路が変更され、通行方法が変わり、一旦停止

の徹底などの状況を地区の方々へ説明するとともに、当面の処置として交通指導員の配置や、地元的安全対策協議会設置などについて話し合いを行いました。

現在、信号機設置に向けた交差部の道路の拡張検討資料の作成を、沼津土木事務所御殿場支所へお願いいたしているところでございます。

今後、地域の皆様には現状の推移を見ながら、要望書の提出を検討していただきたいと考えております。

次に当面の交通事故予防措置についてであります。

3月27日の供用から、町、沼津土木事務所御殿場支所との間で、交通事故予防措置の検討を行っており、その中で、早朝時の交通安全確保、交通弱者、歩行者への配慮、主要道路の変更に伴う一旦停止の徹底の必要性などが問題として上がっております。

議員御指摘の大型カーブミラーの設置につきましても検討を行っており、町といたしましても道路管理者である沼津土木事務所御殿場支所へ要望してまいりたいと考えております。

町では、一般県道山中湖小山線藤曲バイパス（2期工区）の供用につきましては、一般国道246号と直接つながり、ハイテクパーク富士小山、富士小山工業団地への産業アクセスや、富士スピードウェイ、富士霊園等への観光アクセス道路として期待されることから、今後、交通量が増す路線であると認識をしており、交通安全につきましては、万全な体制をとらなければならないと考えております。

次に、小水力発電の導入検討についてであります。

このことにつきましては、平成24年3月定例会において渡辺議員に答弁をしておりますが、町では、平成20年度に東富士五湖道路の籠坂トンネル湧水を利用した小規模な水力発電所設置の調査・研究を新エネルギー財団への委託により実施いたしました。その結果、最大出力170キロワット程度までの小水力発電所を設けることが可能と試算されたところではありますが、残念ながら、設置場所や送電設備の整備及び施設整備後の維持管理費にかかる財政負担など、様々な事情により、この計画は実現に至っておりません。

しかしながら、小水力発電はクリーンエネルギーとして可能性があると考えております。平成24年度は採用はされませんでした。自然環境や再生可能エネルギー等の地域資源を最大限に活用し、域内循環を進める緑の分権改革調査事業や、小水力発電を活用したまちづくりを手がける早稲田大学の環境総合研究センターの取り組み事例についても研究をしてまいりました。

今後もエネルギー政策の担当部署である町長戦略課において、山梨県都留市はもとより、小水力発電を中心に、エコをキーワードに観光施策を進める河津町など、先進地の事例を収集し、本町の豊富な水資源を十分に活用しながら、地域に合った小水力発電について、検討してまいりたいと考えます。

以上であります。

○議長（鷹嶋邦彦君） 再質問はありませんか。

○1番（高畑博行君） 前後しますけれども、2番目の質問の小水力発電に関しては、今後、町長戦略課を中心として検討を進めていくという御答弁をいただきました。ぜひ積極的に推進をしていていただきたいというふうに考えます。

それでは、質問の1点目、信号設置についての再質問をいたします。

県の事業として行うこれらの信号設置は、通常年度当初に設定する予算内での事業でしょうか。それとも、年度途中で補正予算を組んで行うということもあり得るのでしょうか。町長は元県議会議員でもありましたので、その御経験から教えていただければというふうに思います。

また、当面の交通事故予防措置として、カーブミラーの設置は検討するというお話が、今ありましたけれども、実は行って現地をよく見てみますと、交差点わきのお宅の黒い塀が、死角を作ってしまうんです。ここが例えばすき間のある塀でしたら、向こうが見通せるということもあるものですから、そこも含めて検討をしていただけないかということで質問をさせていただきたいと思います。

さらに、私もあそこに行ったときに何度か警察の方がカウンターを持って交通量をはかっておりました。この信号設置がされなかった一つの理由として、もし交通量が少ないからという判断があったのなら、1日の交通量の測定を頻繁にしてほしいと考えるわけです。時間帯によって、だいぶ違います。通勤で、上野原方面に行く通勤時間帯あたりは、かなり交通量があります。ですから、その点での交通量測定を、どの管轄でやるにせよ、実施していく計画はないでしょうかというふうな質問を3点させていただきたいと思います。

以上です。

○議長（鷹嶋邦彦君） 答弁を求めます。

○町長（込山正秀君） 高畑議員の再質問にお答えいたします。

高畑議員とは、今回の質問は本当に気持ちに通じた質問で、大変ありがたく思いました。

再質問の1点目でございます。この信号機の予算の問題ですが、今回については、予算の問題ではございません。信号機が設置できる条件ではなく、御承知のとおり、藤曲区、今の県道の幅員が、今、4.2メートルあり、これを、5.5メートルに拡幅して、30メートルの間なければ信号がつかせませんよと、これが公安委員会の指導でございます。

それについて、議員も御承知のとおり、土木事務所でこれを図面に落としていただいて、どういう形の土地が必要か、これを得た上で、地元の方、町もそうですが、県と一緒に地主の方をお願いをして、土地を買収して、あそこをちゃんとした交差点にし、信号をつけると、こういう手順で進んでいると、こういうことでございます。

議員の質問にもございましたように、2方向の信号では本当に抜本的な形の対応になりません。地元からも要望はちゃんとした四隅の信号と、あと横断歩道も4か所つけていただきたいと、こういう要望でございますので、今申し上げたとおり、県土木にお願いしている案件がおりてきましたら、また地主さんの交渉は高畑議員にいろいろこれからお願いして、折衝していただくこと

になろうかと思いますが、その辺をよろしく願いいたしたいと思います。

信号の設置に対する事業費については、御殿場署でもいつでも対応するよと、ちゃんと整えば、いつでも年度途中でも対応するよと、こういうお約束はしてございますので、お金の心配はございません。

2点目の、カーブミラーの検討と、あと、現地の黒い壁ですか、カーブミラーにつきましては、先ほど答弁で申し上げたとおり、土木事務所の方にまた再度お願いをしておきます。それと、壁につきましては、これは個人の財産ということで、今、初めてお伺いをしましたので、地元の区長さんとも相談しながら、また県とも相談しながら、この対応を図ってまいりたいと思いますので、御理解いただきたいと思います。

3番目の、交通量が少ないからできないのかと、こういうことじゃないと思います。今申し上げたとおり、きちんとした形で整えば、交差点の条件が、これは作っていただけるということはお約束してありますので、その辺は交通量のことは心配なからうかと思いますが、どうか御理解いただきたいと思います。

○議長（鷹嶋邦彦君） 次に、5番 池谷 弘君。

○5番（池谷 弘君） 本日、2件の質問をさせていただきます。

まず1件目は、富士山世界文化遺産登録後の小山町の対応についてであり、3点の質問をさせていただきます。

本年6月17日からカンボジア、プノンペンで開催されます第37回ユネスコ世界遺産委員会において最終的に富士山が世界文化遺産に登録が決定される予定と聞いております。

小山町には富士浅間神社、富士山登山口の構成資産もあり、また、富士山頂も小山町という恵まれた環境の中で、多くの人達が富士山に來訪していただけると考えております。

さて、夏季の富士登山者数は、昨年度31万8,565人と言われ、そのうち須走口は3万5,577人で、全体の11%でありました。全体では登山者数が伸びている中で、須走口は平成20年度の5万2,223人をピークに減少傾向にあります。

富士山世界文化遺産に登録されると、一旦は來訪者が増加すると思いますが、そのままでは來訪者が減少することも予想されます。

観光客や登山客に小山町の良さを知ってもらい、何度も小山町に來訪していただき、さらに、地域の活性化を図るために、10年後を見据えて長期の観光客誘致の計画を作成し、実施していくことが必要と考えておりますので、当局に以下の質問をいたします。

まず1点目は、小山町への観光客誘致の施策についてであります。一過性でなく、これからも観光客が來訪してもらえるように、10年後を見据えた長期に亘る観光客誘致の計画作成実施について、当局のお考えを伺います。

2点目は、小山町のホームページに日々の富士山を掲載することについてであります。小山町民がこよなく愛する富士山を多くの人達に見てもらいたいと思います。私は、朝方、よく農道を

歩いていると、富士山とその雄大な裾野の田園地帯を撮影している人達に多数出会います。小山町からの富士山をリアルタイムに実況し、小山町の良さを広く広報することが必要と考えております。何か所でもよいのですが、富士山がよく見える、例えば小山町の総合文化会館、あるいは富士山頂等の日々の映像を小山町ホームページに載せるお考えはあるのかどうか伺います。

3点目は、富士山に関する行事に町民全員で参加することについてであります。小山町は富士山と金太郎の町です。町民一人ひとりが富士山と金太郎に興味を持ち、愛することが町の活性化や来訪者がこの町に、この小山町に来てよかったと感じることができると思っております。

毎年、須走地区では開山式等多くの富士山に関する行事を行っておりますが、小山町民全員の行事となっているわけではございません。地区の行事から小山町民が参加し、例えば全地区の児童が参加する等の、小山町民全体で富士山により関心を持ってもらうお考えはおありでしょうか。

次に、2件目でございます。2件目の質問は、東富士リサーチパークの活性についてであります。

東富士リサーチパークは、豊かな自然の中で研修所として活用され、かつては第一製菓、ローソン等、多くの研修施設がありましたが、昨今の経済状況の中で、研修所からの撤退が多く、この一色地先では、現在、2社の研修所があるだけとなり、無人の研修施設もあり、多数のイノシシやシカが徘徊しております。

道路も完備され、自然豊かなこの地を、このまま放置しておくのは余りにももったいなく、税収アップも含め、小山町の活性のために、この地の活性がぜひとも必要と考えております。

この地は研修施設の用途になっているようで、用途変更等難しいことも聞いておりますが、須走地区にまたがる東富士リサーチパークは、須走地区が富士山世界文化遺産登録が行われた暁には、多くの観光客の増加も予想されます。研修施設が、例えばホテル等に利用可能になれば、小山町にも多額の税金を得ることができると考えます。

東富士リサーチパークの活用について、当局のお考えを伺います。

以上でございます。

○議長（鷹嶋邦彦君） 答弁を求めます。

○町長（込山正秀君） 池谷 弘議員にお答えをいたします。

はじめに、富士山世界文化遺産登録後の小山町の対応についてのうち、小山町への観光客誘致の施策についてであります。

先ほど、池谷洋子議員の質問でお答えさせていただきましたが、町では、今回の世界文化遺産登録を町勢発展と観光振興の最大のチャンスと捉えております。

特に構成資産であり、1,200年前、富士山の鎮火祈願のために建立された由緒ある富士浅間神社の歴史的な価値や、他の登山道に比べ森林限界が高く、野鳥のさえずりや高山植物などを楽しめる須走口登山道のすばらしさなどを前面に出して、誘客の促進を図ってまいりたいと考えております。

また、須走口五合目整備構想に沿った電化事業や、駐車場の再整備などを進めるとともに、道の駅「すばしり」や富士浅間神社前の本通り周辺を観光客が回遊できる具体的な取り組みなどを、本年度に策定いたします観光振興計画に盛り込み、行政、観光協会、商工会など、また須走地域の皆さんとも一丸となって町の観光振興を推進してまいりたいと考えております。

次に、小山町ホームページに日々の富士山を掲載することについてであります。

小山町では、ホームページに「静岡県ライブカメラ富士山ビュー」というバナーを設け、静岡県の映像配信ページにリンクし、清水・富士宮・御殿場の3方向から、富士山ライブ映像を常時御覧いただける状態となっております。

また現在、より良いホームページのあり方について検討を進めているところであり、リニューアル作業の一環として、まず観光ページの充実を図っていく予定であります。町内の構成資産の紹介を含め、周辺のハイキング情報や見どころなどの情報をまとめて紹介する方法について研究しているところですが、一例として、ページの構成を世界遺産、登山、周辺ハイク、ビューポイント、泊まる、食べる、遊ぶなどのカテゴリーに分け、より見やすく、必要な情報を探しやすい構成とすることを考えております。

また、トップページにも四季折々の富士山の画像を多用し、ビジュアルに訴えかける要素を強めるとともに、画像を広く写真愛好家や町民から募り、「今月の富士」として撮影場所の紹介とともに掲載するなど、町民参加型の親しみやすいページを作ることも検討いたしており、ホームページの充実を通して、「富士山のある町、小山町」を国内外へ発信していきたいと考えております。

次に、富士山に関する行事に町民全員で参加することについてであります。

須走地区における富士山関連の催しは、富士浅間神社での神事を中心とした行事が多数あり、特に開山式及び閉山式は、富士浅間神社と小山町観光協会の連携により行なっておりますが、例年7月1日の開山式には、陸上自衛隊富士学校音楽隊や須走小学校にも地域行事として御協力をいただき、パレードに参加していただいているところであります。

とりわけ今年度は、世界文化遺産登録直後の開山式と考えられることから、地元須走区長会、小山町観光協会、構成資産である富士浅間神社を中心に記念イベントの実行委員会を組織し、町が後方支援を行う形で盛り上げていくよう進めております。開山式前日の6月30日が日曜日であることから、この日に前夜祭を開催し、町民こぞって世界文化遺産への登録を歓迎する姿勢を示すとともに、このイベントを広くメディアへも発信することで、登山客や観光客の皆様へ須走口をアピールしていく考えであります。

富士浅間神社関連の催しは、富士山の文化的な価値とも深くかかわる、長い歴史を持つ催事であり、こうした伝統行事を町民に周知するとともに、世界文化遺産富士山のある町としての誇りを全町民が共有できるよう、今後も様々な形で広報に努めてまいりたいと考えております。

次に、東富士リサーチパークの活性についてお答えをいたします。

東富士リサーチパークについては、民間企業が、自然豊かで閑静な環境を活かしながら、良質

な物件に限り開発行為許可を受け開発したもので、現在ある建物は、研修所、研究所としての用途に限られております。

このため、現状においては、ホテル等への用途の変更は難しいと考えておりますが、開発行為許可を得て建てられた建物の用途の変更を可能にしていくためには、地区計画の手法があります。地区計画は、都市計画法に定められたもので、それぞれの地区の特性に応じて、良好な都市環境の形成を図るために、建物の用途、高さ制限等必要な事項を定める地区レベルの都市計画で、市町村が策定主体となります。

地区計画を実現化するための最初のステップであります町全域の市街化調整区域における地区計画適用の基本方針については、現在策定作業中であります。

須走地区におきましては、富士山世界文化遺産登録を見据え、構成資産である富士浅間神社の門前町にふさわしいまち並みとなるよう市街地整備の方針を立て、周辺地域となる市街化調整区域におきまして、地区計画適用の対象地区として、一部リサーチパークを含んだ須走景観地区を挙げたところであります。

これは、世界文化遺産登録後に増大すると見込まれている観光客の受け皿として、観光機能を高めるため、須走の市街地内にある既存の宿泊施設を補うよう、ワークショップ等における地元からの要望もあり、リサーチパークにおける既存の遊休施設の一部を新たな宿泊施設として活用することにより対応しようとするものであります。

市街化調整区域における地区計画を立案する上では、既存市街地との連携が欠かせないことから、適用できる施設の区域、範囲は限定的とならざるを得ませんが、リサーチパークにおける開発者とは協議を重ね、地区計画の素案の作成に向け調整をしているところであります。

以上であります。

○議長（鷹嶋邦彦君） 再質問はありますか。

○5番（池谷 弘君） 再質問をさせていただきます。

3点ほど再質問をいたします。

まず1点目でございますけれども、世界文化遺産に関する観光振興計画についてでございます。この観光振興計画の計画期間というのは長期に亘るものと理解してよろしいのでしょうか。どの程度の計画期間を想定しているのか伺います。

2番目といたしまして、映像配信につきまして、3市が映像配信をしているということですが、私は小山町をPRするために、小山町の良いところ、あるいは今まで実施されておられません小山町である富士山頂からその映像配信をして、小山町をもっとPRをしていくべきだと考えておりますけど、どのようにお考えなのか、伺わせていただきます。

3点目といたしまして、富士山で須走地区で各種開催されているイベントに関しまして、将来性のある成美・明倫やその他の小学校、また、各地区の幼稚園、保育園の児童、園児が参加して、町民の長期に亘る町民のお祭りとしていく必要があると思います。ほかの4地区の児童、園児等

の参加について、当局はどのようにお考えか伺いたいと思います。

以上、3点、よろしくお願いいたします。

○議長（鷹嶋邦彦君） 答弁を求めます。

○町長（込山正秀君） 池谷 弘議員の再質問にお答えをしたいと思います。

最初の、観光振興計画の計画の期間であります、これは今年度始めるものですから、はっきりしたことは私も聞いておりませんが、おおむね10年というふうに、ほかのところではやっておりますので、そのように理解をいたしております。

2番目の映像配信についてであります、おっしゃることもよくわかるんですが、先ほど申したとおり、町のホームページを今検討しているということの中で、この辺も入れて検討をしたいと思っておりますので、よろしくお願いいたしますと思います。

3番目の、イベントに対する子供達の参加でございますが、この間の須走で行われた自転車レースがございましたが、これには小学校、そして幼稚園児ともに参加をしていただき、沿道で声援を送っていただいたと、こんなことがございました。今度また、6月16日に自転車レースがあるんですが、これは日曜日ということで、学校からのお願いしての参加はちょっと難しいかと思いますが、子ども会を通してお願いしようと、こんな話になっておりますので、大変須走地区は協力的でございます、おっしゃるような意に反するようなことはないと思っております。本当に協力していただいて、地域を挙げて子供達も含めて大きなぎわいを作ってくれれば、こんなことも期待をいたしているところでございます。

以上であります。

○議長（鷹嶋邦彦君） それでは、ここで午後1時まで休憩します。

午後0時00分 休憩

午後1時00分 再開

○議長（鷹嶋邦彦君） 休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、7番 込山恒広君。

○7番（込山恒広君） 市街化区域未利用地開発による定着人口の増加策について、よろしくお願いいたします。

人口減少時代に突入し、町でも2万人を切る状況ですが、優良住宅地は利用者の脈がまだある状態でございます。

町の市街化区域は区画整理が進んでいないので、整然とした市街地の形成ができておりません。当然、乱立しますと、後になって理想の市街地の形成に障害のあることは誰でも御存じのことと思います。

市街化区域内でも不便な場所、例えば奥の方で道がないところ等は、造成を希望する地主が幾人かおります。このような場合、無理をして造成しますと、使い勝手の悪い曲がった進入路を入

れ、優良住宅地にはなりません。事実、このような造成地も幾つか見受けられます。

町内への定着人口増加のための社会資本投資として、宅地供給は有効な施策でございます。市街化区域の未利用地が将来、整然とした市街地形成となるよう、町長のお考えを伺います。

特に私の質問したいことが、後から、区画整理事業ができないならば、関係地主の納得を得て、条例とか、また町でもって制度、何かあるでしょうか、そういったもので道路計画の策定はできないものか。

2として、造成される土地に特別助成制度など優遇策等の考えはありますか。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（鷹嶋邦彦君） 答弁を求めます。

○町長（込山正秀君） 込山議員にお答えをいたします。

はじめに、市街化区域未利用地開発による定着人口の増加策についてのうち、条例等で理想の道路計画の策定はできないものかについてであります。

議員御指摘のとおり、市街化区域において道路がないことに起因して宅地化が図れない未利用地が点在する、虫食いのような状態にならないための施策が必要であると考えております。

御質問の道路計画の策定については、町内の主要拠点、施設を結ぶ国道、県道、都市計画道路といった幹線道路がまずあり、幹線道路を補完する補助幹線道路、そして地区の生活道路等があり、町内をくまなく網羅する道路網を形成することが、将来、整然とした市街地形成を図るために必要であると考えております。そのために、庁舎内で道路整備プログラム策定プロジェクトチームを立ち上げ、検討したところであります。

また、用沢地区においては、現在、都市計画道路大胡田用沢線整備事業の進捗を図っているところですが、大胡田用沢線の整備に伴う既存町道との取りつけについて、場合によっては位置を付けかえるなどの工夫をし、地権者、地元の皆様方と協議しながら、宅地化の推進を図っていく考えでおります。

条例で道路計画の策定をすることについてですが、道路計画のみを取り上げ、先行して制定することは、一般的ではないと認識をいたしております。法的に位置付けるためには、地区計画等において、道路を地区施設として位置付け、都市計画決定をし、条例化するといった手法があると考えております。

次に、造成される土地に特別助成制度など優遇策などの考えはあるかについてであります。

昨年度まで、宅地基盤整備事業補助金制度があり、一定の要件を満たした宅地分譲の事業者に対し、町から補助金を出す制度がありました。

この制度については、制定されたのは平成10年度ですが、平成15年度から昨年度までの10年間での利用件数は5件であります。件数を見る限り、有効に利用されているとは考えられないことから、昨年度においていったんこの制度要綱を廃止し、今年度においては、定住促進を図るための一つの施策として、宅地分譲を進める事業主体となる方々が使いやすい新しい助成制度の検討

をしているところであります。

以上であります。

○議長（鷹嶋邦彦君） 次に、2番 阿部 司君。

○2番（阿部 司君） 本日は2件の質問をさせていただきます。

1件目の質問は、ゲートキーパーの養成についてであります。

4月上旬、静岡新聞を読んでおりましたら、ゲートキーパー3万人育成という見出しの記事がありまして、私もそれまで知識がありませんでしたので、サッカーの新しい用語かなと思って、それでいろいろ読んでみました。どんな内容だろうと思って読んでみました。それは、自殺のサインに気づき、相談に乗って支援策等につなげると書いてあり、もっとわかりやすく言えば、悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて必要な支援につなげ、見守る人のことと書いてありました。

これまで、民生委員や理容組合の組合員、企業の労務管理者らが研修を受けているとのことでしたが、子供達に一番近い学校の先生の名前が入っていないのはなぜだろうと不思議に思いました。

平成22年度あたりから、他の市町でゲートキーパーの養成が開始されていたようですが、静岡県は平成23年度からその必要性を感じ、養成を始めているようであります。

本年度から運用する自殺総合対策行動計画（4年間）の一環として、ゲートキーパー3万人養成、このほか、年齢層別の対策の推進、相談機関のネットワーク化などを重点項目とし、自殺死亡率人口10万人あたりの自殺死者数を全国最低とする目標も定めたとのことであります。

我が国において平成10年に自殺者が3万人を超え、本県においても同じく平成10年に急増し、以来、おおむね県でも700名から800名の水準で推移しているとのこと。3万人という数字は、単純計算ですが、1日あたり約100人の人が自殺で亡くなっているという計算になります。

学校における自殺といえば、平成23年10月の大津市の中学2年生男子の飛びおり自殺が思い出されますが、このときの学校、教育委員会の対応や隠ぺい体質が問題になり、批判を受けました。その後も高校野球の名門校や全日本女子柔道のいじめ問題等が発覚し、なかなか後を絶たないのが現状であります。

青森県のある町では、自殺対策の取り組みとして、子どものころから心の健康づくりというものがあるが、子どものころから自分の気持ちを伝え合うことを学習、体験することで、何か困ったことに出会ったときは、誰かに自分の気持ちを伝え、相談できる大人になろうという考えのもとに、自殺予防は子どものころから必要であるとの認識により、様々な施策を展開しているそうです。

我が小山町においても、いついじめや自殺問題が起こってもおかしくない状況であり、周囲が悩みを抱えた人に気づき、支援するためにゲートキーパーとしてかかわることが必要であると考えます。

そして、自殺を考えるほど悩み、思い詰める人を1人でもなくしたいと、そんな思いを抱きながら、次の質問をさせていただきます。

まず、町長に質問させていただきます。町としてゲートキーパーの養成を考えているのかどうか。

2番目として、町として自殺対策や予防にどのような施策を講じているのか。

教育長へお尋ねいたします。1つ、特に先生方がこのゲートキーパーの資格を取得すべきではと考えますが、いかがですか。

2番目、学校としての命の大切さ等についての教育や取り組みについて。

3番目、悩みや不安を抱える生徒への指導や対応について。

4番目として、小山町の学校におけるいじめ等はないと信じていますが、そう思って間違いがないのか。

2件目の質問は、観光ガイドの募集及び育成についてであります。

先ほど両池谷議員から世界文化遺産の質問がございましたので、私は焦点を観光ガイドに絞って質問をさせていただきます。

富士宮市ではもう既に市民や市の職員を観光バスに乗せ、それぞれの構成資産をめぐり、来たる本番に向け、着々と準備を進めているような報道がありました。

また、5月24日の静岡新聞に、富士山の構成資産のPRとして、裾野市でも市民有志による観光ボランティア組織「富士山裾野ガイド協会」が発足し、県の富士山世界遺産ガイド4人を含む7名の方が観光協会長から委嘱状を受け取ったとのニュースがあり、文化遺産登録に向け、構成資産の説明はもちろんのこと、観光客に市の観光、文化資源を広くPRするための準備が進められているとのことでもあります。

小山町にも2つの構成資産があるのは皆さん御存じと思いますが、登録後は以前にも増して大勢の国内外からの観光客が予想されます。どれだけの観光客が来てくれるかはわかりませんが、おもてなしの心を示すためにも、観光ガイド等の準備をしておかなければならないと思います。

しかしながら、登録を1か月弱に迫った現在でも、そのような気配が余り感じられません。富士山の頂上は小山町の財産と言っている割には、事前の準備や町民へのPRもやや不十分であり、盛り上がりには欠け、憂慮しているところでございます。

町が100周年記念のようにもっと積極的に準備を推進する必要があると感じます。現在、のぼり旗すらないのが現状でございます。そのために、早急に手を打たなくては間に合いません。観光客の方、どうぞ御自由に見て、御自由に帰ってくださいというスタンスであれば構わないかもしれませんが、そういうわけにはいかないと思うのであります。

富士山や富士浅間神社の歴史を学び、観光客にそれなりに説明できる人を育てるためには、それ相応の時間がかかり、1人や2人ではとても対応できません。裾野市では将来40人から50人規模で活動できるよう、会員を増やしたいと考えているそうであります。当然、町としてこれらに

ついて考えていると思いますが、今後の計画等について、次の質問をさせていただきます。

1つ、既に心当たりの人、あるいは団体等があるのかどうか。

2つ目、どのような観光ガイドを育成しようとしているのか。

3つ目、募集をいつ始め、どのぐらいの期間で教育、育成しようとしているのか。

以上、3点を質問させていただきます。

○議長（鷹嶋邦彦君） 答弁を求めます。

○町長（込山正秀君） 阿部議員にお答えをいたします。

はじめに、ゲートキーパーの養成についてであります。

ゲートキーパーとは、悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて必要な支援につなげ、見守る人のことでもあります。

悩みを抱えた人は人に悩みを言えない、どこに相談に行ったらよいかわからない、どのように解決したらよいかわからないなどの状況に陥ることが多く、周囲の人が悩みを抱えた人に気づき、解決に向かうきっかけとなることを期待する取り組みであります。

静岡県ではゲートキーパーの養成として、一般向けの養成研修と、専門職を対象にした講師の養成のための専門研修を開催いたしております。町における取り組みとしましては、昨年度は静岡県に講師を依頼し、民生委員児童委員44名の方に一般養成研修を受講していただき、今年度は保健委員30名を対象に実施する予定でございます。

今後は、町内の各種団体の皆様に養成研修の実施を呼びかけ、ゲートキーパーの養成に努めてまいりたいと考えております。

次に、自殺対策や予防にどのような施策を講じているかについてであります。

議員御指摘のとおり、平成10年には初めて自殺者が3万人を超えたことから、国を挙げて対策を講じてきておりますが、自殺の背景には様々な要因が挙げられます。まず、多くの方はうつ病にかかっており、眠れないといった不眠症状が見られることから、静岡県では、不眠を手がかりに、うつ病の早期発見を目指す睡眠キャンペーンに取り組んでおり、働き盛り世代をターゲットにして、「眠れてますか？」というキャッチフレーズで、ポスターの掲示等の広報活動を行い、気づきと早期受診の啓発に努めております。

国では、平成21年度から地域自殺対策緊急強化基金を設置し、県を通じて事業費の全額を補助対象とする新たな事業を開始いたしました。町では、この補助金を活用して町民を対象に誰もがゲートキーパーになれる意識啓発を目的として、昨年9月に、総合文化会館金太郎ホールにおいて啓発映画「ツレがうつになりました」の上映会を開催し、1,000人を超す入場者がありました。

また、昨年度から、絵本を活用したこころの健康教育として、町内の小中学生を対象に、絵本作家を講師にした絵本の読み聞かせを取り入れた学習に取り組んでおり、平成26年度までの3年間で、町内の小中学校8校において実施する予定であります。

また、啓発につきましては、町や県の相談窓口をまとめたリーフレット「メンタルヘルスガイ

ド」を本年4月に全戸に配付するとともに、精神保健福祉士による「ココロの健康相談」を月に2回、健康福祉会館で実施するなど、啓発と相談に取り組んでおります。

今後も、町民への普及啓発や、相談事業の充実に努めてまいりたいと考えております。

教育長へのゲートキーパーの養成についての御質問は、私の答弁の後に教育長から答弁をさせていただきます。

次に、観光ガイドの募集及び育成についてであります。

はじめに、既に心当たりの方がいるのかどうか、についてであります。これまで小山町の観光資源を広く案内している四季の旅人のほか、富士山や富士箱根トレイルを中心にガイドを行っている団体に所属している方や、昨年度に静岡県富士山世界遺産ガイド養成講座を受講し、県のガイドとして登録されている町民の方がおりますので、この方々への協力依頼を検討してまいりたいと考えております。

次に、どのような観光ガイドを育成しようとしているのかについてであります。

基本的には、町民を対象として募集してまいりたいと考えておりますが、6月末に世界文化遺産登録が見込まれることから、まず、富士山の世界文化遺産関連の基礎的な説明ができる方を富士山世界文化遺産の観光ボランティアガイドとして育成してまいりたいと考えております。また、将来的には、その他に金太郎伝説、町内景勝地などの講座を随時開催し、多方面で活躍できるガイドについても養成してまいりたいと考えております。

次に、募集はいつ頃始め、どのくらいの期間で教育、育成をしようとしているのかについてであります。

現在、具体的な募集時期は決めてはおりませんが、富士山世界遺産ボランティアガイド養成に向け、できるだけ早い時期に小山町観光協会、富士浅間神社関係者、四季の旅人などに講師を依頼するとともに、基礎的な養成講座を開催してまいりたいと考えております。

養成講座の期間としましては、ボランティアガイドを希望する方が受講しやすく、かつ基本的な知識を取得してもらうことから、現地実習を含めて3日程度が適当であると考えております。受講が修了した段階で、富士山世界文化遺産ボランティアガイドとして認定してまいりたいと考えております。

また、同時に、観光協会を窓口とするボランティアガイド組織を立ち上げ、認定された方々にガイド登録をしていただき、富士山世界遺産ガイドとして活躍していただきたいと考えております。

以上であります。

○議長（鷹嶋邦彦君） 答弁を求めます。

○教育長（天野文子君） はじめに、ゲートキーパーの養成についてのうち、教職員によるゲートキーパー資格取得についてであります。

教員は、発達心理学や教育相談・カウンセリング技法等を学び、採用後も研修、実践を通じて

生徒理解や相談技能の経験を積んでおり、ゲートキーパーの役割である、悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて必要な支援につなげ、見守るという作業を日常の教育活動の中で行っていることができます。

今後も児童・生徒の理解と丁寧なかかわりを進めていくと同時に、希望する教職員には県健康福祉部局により開催されていますゲートキーパー養成研修会への参加も検討していきたいと思えます。

次に、学校における命の大切さについての教育や取り組みについてです。本年度の県教育行政基本方針の、第1に、安全・安心な教育環境づくりを推進し「命を守る教育」の充実に努めると示されており、町においても「命を守る教育」は重点方針の一つです。

学校における実際の指導内容としましては、道徳の時間の内容項目、生命の尊重の授業の実施や、災害から命を守る避難訓練が年3～5回程度実施されます。また、各教科で、理科では生命の連続性を、保健体育では体の発育と発達を、技術・家庭では家族のあり方と子どもの成長などを学習することを通して、命の大切さを学んでいきます。

そして、何よりも小山町の学校で実践されている、子ども一人ひとりが大切にされる日々の授業や学校生活が、自分も他人も肯定的に捉える人権感覚につながり、生きること、命の大切さを育んでいると考えます。

次に、悩みや不安を抱える児童・生徒への対応についてであります。小山町内の学校は比較的小規模であるため、教職員全員が全校生徒を把握し、一人ひとりを複数の目で丁寧に見取ることのできる良さがあります。また、各校では、県費により配置されるスクールカウンセラーや町費によるこども相談員が定期的に相談業務を行い、全ての学校で年2回以上の生活アンケートを実施し、児童・生徒の悩み等を把握する努力をしています。児童の悩み等を把握した場合には、担任が1人で抱え込まないように、複数の職員によるチームで指導方針を検討し、指導しています。また、必要に応じて、臨床心理士や児童相談所等の外部機関につなぎ、解決を図る場合もあります。

最後に、いじめについてであります。

町では、毎月、各学校から生徒指導報告の一つとして、認知したいじめについて報告を受け、県教育委員会にも報告しています。平成24年度の認知件数は、1年間に町内で14件でした。平成25年度は、これまでに3件の認知が報告されています。

具体的な内容は、ほとんどが、嫌がらせやからかいなどであり、心身の安全が脅かされるような重篤なものではなく、指導により全ての事案が解決したか、解決の方向に進んでいます。

いじめやトラブルはどこでも起こり得る。だからこそ、丁寧な見取りと、児童・生徒との信頼関係により、早期に発見し、心に響く指導で早期に解決する。これが小山町におけるいじめに対する指導方針であります。

以上でございます。

○議長（鷹嶋邦彦君） 再質問はありませんか。

○2番（阿部 司君） それでは、ゲートキーパーの件につきまして、1点お聞きします。

今年度、保健委員ですか、30人養成すると答弁でございましたが、これは次年度以降も、このゲートキーパーの養成を継続して実施していくかどうかということでございます。

次は、観光ガイドの件でございます。2点お聞きします。

県の富士山世界遺産ガイドの資格を持っている人が何名かおるという答弁でございましたが、これらの人々は職業を持っている人なのか、それともまたいつでもボランティアとして活動できる人なのか、それをお聞きします。

2件目は、「広報おやま」の6月号に、町長は他の市町に比し準備が遅れていることは否めないというふうに書いてございました。先ほど、観光ガイドの説明は受けましたけれども、世界遺産登録までにガイドの養成というか、それが間に合うのかどうか、それをお聞きしたいと思います。

以上でございます。

○議長（鷹嶋邦彦君） 答弁を求めます。

○町長（込山正秀君） 阿部議員の再質問にお答えをいたしたいと思えます。

来年度以降の養成でございますが、今年度の様子を見て検討していきたいと思えます。

次に、観光ガイドの件でございますが、現在、県のガイド講習を受け、資格を持っている方が17名いらっしゃいます。このうち、小山町の方が2名ございまして、1人は役場職員の家族と、こういうことになっております。この17名の方全てが小山町のガイドができると、こういう登録はされておりますので、いざというときにはお願いをして、やっていただけると、このように考えております。

小山町につきましては、先ほど答弁で申したとおり、若干遅れておりますが、これについてはしっかりと観光協会等とも相談しながら、しっかりとしたガイド組織を作ってやっていくつもりでございますので、御理解をいただきたいと思えます。

○議長（鷹嶋邦彦君） これで一般質問を終わります。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

次回は、6月19日水曜日 午前10時開議。

議案第36号から議案第40号までの5議案を順次議題とし、委員長報告、質疑、討論、採決を行います。

本日は、これで散会します。

午後1時34分 散会

この会議録は事実と相違ない事を認めここに署名する

議 会 議 長 鷹 嶋 邦 彦

署 名 議 員 梶 繁 美

署 名 議 員 米 山 千 晴

平成25年第3回小山町議会6月定例会会議録

平成25年6月19日(第4日)

召集の場所

小山町役場議場

開議

午前10時00分 宣告

出席議員

1番	高畑 博行君	2番	阿部 司君
3番	渡辺 悦郎君	4番	桜井 光一君
5番	池谷 弘君	6番	梶 繁美君
7番	込山 恒広君	8番	池谷 洋子君
10番	真田 勝君	11番	米山 千晴君
12番	鷹嶋 邦彦君		

欠席議員

9番 湯山 鉄夫君

説明のために出席した者

町長	込山 正秀君	副町長	田代 章君
副町長	柳井 弘之君	教育長	天野 文子君
企画総務部長	室伏 博行君	経済建設部長	池谷 精市君
住民福祉部長	羽佐田 武君	教育部長	高橋 忠幸君
危機管理監	新井 昇君	会計管理者兼会計課長	鈴木 哲夫君
町長戦略課長	小野 学君	総務課長	田代 順泰君
税務課長	湯山 正敏君	住民福祉課長	秋月 千宏君
健康課長	米山 民恵君	地域防災課長	池田 馨君
建設課長	岩田 芳和君	商工観光課長	山本 智春君
都市整備課長	相原 浩君	上下水道課長	池谷 和則君
こども育成課長	湯山 博一君	生涯学習課長	高橋 裕司君
総務課副参事	鈴木 辰弥君		

職務のために出席した者

議会事務局長 小野 克俊君

会議録署名議員

6番 梶 繁美君 11番 米山 千晴君

閉会

午前11時40分

(議 事 日 程)

- 日程第1 議案第36号 小山町須走地域振興事業基金条例の制定について
日程第2 議案第37号 小山町山地強靱化総合対策基金条例の制定について
日程第3 議案第38号 小山町富士山須走口五合目電化事業分担金徴収条例の制定について
日程第4 議案第39号 小山町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について
日程第5 議案第40号 平成25年度小山町一般会計補正予算(第1号)
日程第6 議員の派遣について

(追 加 日 程)

- 追加日程第1 町長提案説明
追加日程第2 議案第42号 工事請負契約(変更)の締結について
「平成24年度 町単工事 町道2076号線道路改良舗装工事」
追加日程第3 議案第43号 建設工事に関する協定の締結について
「第二東海自動車道横浜名古屋線建設に係る町道3975号線及び町道
3628号線の付替工事に関する工事細目協定」
追加日程第4 発議第7号 重度障害者(児)医療費助成制度における精神障害者の適用改善に関
する意見書

議

事

午前10時00分 開議

○議長（鷹嶋邦彦君） 本日は御苦労さまです。

湯山鉄夫君は、本日の会議を欠席する旨、届けが提出されておりますので御報告いたします。
ただいま出席議員は11人です。出席議員が定足数に達しておりますので、小山町議会は成立しました。

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめ配付しましたとおりですから、朗読を省略します。

ここで報告します。農林課長は所用のため、本日の会議を欠席しておりますので、報告します。

日程第1 議案第36号 小山町須走地域振興事業基金条例の制定について

日程第2 議案第37号 小山町山地強靱化総合対策基金条例の制定について

日程第3 議案第38号 小山町富士山須走口五合目電化事業分担金徴収条例の制定について

日程第4 議案第39号 小山町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について

日程第5 議案第40号 平成25年度小山町一般会計補正予算（第1号）

○議長（鷹嶋邦彦君） 日程第1 議案第36号から日程第5 議案第40号の議案5件を一括議題とします。

それでは、6月4日に各常任委員会に付託した議案につき、会議規則第41条第1項の規定により、各常任委員長から委員会における審議の経過並びに結果について報告を求めます。

はじめに、総務建設委員長 阿部 司君。

○総務建設委員長（阿部 司君） おはようございます。ただいまから、6月4日、総務建設委員会に付託されました5議案について、審議の経過と結果について御報告いたします。

6月11日午前10時から、会議室において、当局から副町長、関係部課長及び副参事、議会から議長立ち会いのもと、委員6名全員が出席し、審査を行いました。

はじめに、議案第36号 小山町須走地域振興事業基金条例の制定について報告します。

委員から、須走地域に限定した理由は、また、小山町地域基金条例とする考えはなかったか。との質疑に。

須走彰徳山林会様からの寄附をいただいて積み立てるものであるが、須走彰徳山林会様が一般社団法人になり、公益目的支出計画を作る中で、須走地域の基盤整備に充てるため基金を作るものであることから、須走地域に限定して基金条例を制定するものです。最初は小山町地域振興事業基金にとの考えでしたが、寄附を充てることから、どうしても須走地域に限定せざるを得ないという理由から、この基金条例の提案になったものです。との答弁がありました。

委員から、基金に積み立てる額はどのぐらいを想定しているのか。との質疑に。

条例が制定された後、具体的に来年度以降の金額、事業等について須走地域基盤整備を基本に

話をしていきます。との答弁がありました。

委員から、この条例について、地方自治法に抵触していないか。との質疑に。

御指摘の件について調査・研究しましたが、地方自治法第10条第2項には抵触していないと判断しました。さらに、地方自治法第241条に基金を設けることができる規定があり、各条項を精査したが、抵触していないという判断に至り、県にも確認し、同様の見解を受けています。町長が直接、総務省へ確認し、このことについて地方自治法に抵触するものでないことを確認しています。との答弁がありました。

以上の質疑、答弁の後、採決の結果、議案第36号は全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第37号 小山町山地強靱化総合対策基金条例の制定について報告します。

委員から、この基金条例の積み立てる額をどの程度考えているのか。補正予算では100万円ほど計上されているが、今年度分か。との質疑に。

積立額の目標ですが、これから関係する企業等をお願いしたいと考えており、今のところ、目標額は持っていません。との答弁がありました。

以上の質疑、答弁の後、採決の結果、議案第37号は全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第38号 小山町富士山須走口五合目電化事業分担金徴収条例の制定について報告します。

委員から、分担金の額250万円の根拠は。との質疑に。

今回の工事を計画するに当たり、小山町が使っているトイレ等まで電線を引く部分についての工事金額と、山小屋2軒と一緒に電線を引いた場合の工事金額を積算し、山小屋への工事分が増えたことによる差額が約500万円程度となり、協議した結果、1軒当たり250万円をお願いしました。との答弁がありました。

以上の質疑、答弁の後、採決の結果、議案第38号は全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第39号 小山町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例については、特に質疑もなく、採決の結果、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第40号 小山町一般会計補正予算（第1号）について報告します。

委員から、広報広聴費、国際友好交流都市派遣交付金200万円の補正の内容については。との質疑に。

カナダ・ミッション市へ訪問いただくが、7月1日にカナダデーの催しがあり、その会場で小山町のブースを設けます。そこで小山町の観光プロモーションを実施する際、町からカナダの方に観光プロモーション用の金太郎のシンボルデザインが入ったグッズを作成しました。ほかに、こいのぼり等を考えています。また、訪問する皆様に着ていただくはっぴなどの製作購入費、輸

送費、出向いていただく構成員の方々の旅費が主なものです。との答弁がありました。

委員から、観光費、観光動向調査について、緊急雇用という話を伺ったが、内容と調査結果を今後、どのような形で活用していくのか。との質疑に。

緊急雇用創出事業の中の起業支援型地域雇用創造事業で行います。現在、小山町には約300万人の観光客があるといわれているが、どこから来たのかなど、具体的なデータがないので、それらについて町内の観光施設で定点の聞き取り調査を全般的にかけ、小山町の現況を把握しようとするものです。そして、データを整理し、見えてきたものから課題を整理し、今後の小山町の足りない部分など、方向性を考えていくデータとしていきたいと考えています。との答弁がありました。

以上の質疑、答弁の後、採決の結果、議案第40号は全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、総務建設委員会に付託された5議案の審査の経過と結果についての委員長報告とします。

また、委員会終了後、平成25年度富士山須走口五合目電化事業予定場所及び現状確認のため、現地視察を実施しましたことについても報告いたします。

以上です。

○議長（鷹嶋邦彦君） 次に、文教厚生委員長 渡辺悦郎君。

○文教厚生委員長（渡辺悦郎君） ただいまから、6月4日、文教厚生委員会に付託されました1議案について、審議の経過と結果について御報告申し上げます。

6月12日午前9時から、会議室において、当局から副町長、教育長、関係部課長及び副参事、議会から議長立ち会いのもと、委員4名が出席し、審査を行いました。

議案第40号 小山町一般会計補正予算（第1号）について報告いたします。

委員から、8款1項5目11節自主防災費の中で、訓練用消火器を購入するとの説明があったが、消火器は何本購入するのか。新品を購入するのか。訓練用であれば、詰め替えで十分で、その分、各地区の自主防災への支給本数を多くするのが良いのでは。との質疑に。

訓練用水消火器を160本、それに伴う標的を80台購入予定です。現在、自主防災組織が40あり、各自主防災組織へ水消火器を4本と標的2台ずつの配付を予定しております。

薬剤入りの訓練用消火器を各地区からの要請により、1組織へ4本から5本程度貸し出してあります。貸し出し用消火器は、点検して、その都度消防職員が薬剤を充填し貸していますが、経年劣化が見られること、1本の消火器で1名の訓練しかできないこと、薬剤を噴出することで環境に良くないことを考慮し、水と簡単な空気入れで何回も使用可能な新品の水消火器を購入し、地域の防災力を高めていきたいと考えております。との答弁がありました。

委員から、9款2項1目15節小学校管理運営費、小学校整備事業費200万円は、当初予算に計上せずに補正とした理由は。工期、内容、費用は。との質疑に。

補正した理由は、4月当初から町内小中学校に学校内修繕箇所について意見を聞く中で、トイレの状況を全校に調査いたしました。その結果、早急に校内トイレの修繕が必要な小学校があり、成美小学校の校内トイレ修繕工事を追加補正するものです。どのトイレを修繕するか、学校と調整のため、工期、内容、費用については出ていません。との答弁がありました。

委員から、9款5項4目18節文化会館管理用備品は、何を購入するのか。との質疑に。

金太郎ホールのワイヤレスマイクの購入を予定します。との答弁がありました。

委員から、9款6項1目19節町民体育大会実行委員会交付金150万円、昨年、100周年で復活した体育大会を継続するということで意義があると思うが、なぜ補正になったのか。実行委員会を立ち上げたのか。開催日や内容を早く町民に示した方がよいのではないのか。現時点で目玉種目はあるのか。主だってやるのは体育協会か。との質疑に。

当初予算編成時には今年度実施する計画はありませんでした。2月27日に当局と体育協会との間で体育大会を開くことが合意されました。その時点で当初予算に間に合わなかったため、補正予算となりました。今年度、町では町長を委員長とした小山町スポーツイベント推進委員会を6月6日に立ち上げました。この目的は、町民体育大会、静岡県市町駅伝、マラソンフェスティバル、町内一周駅伝をスポーツ大会としてではなく、イベントとしての戦略を高め、多くの人が集まり、経済効果に結びつく事業をやっていくものです。

今後は6月13日に第1回の町民体育大会実行委員会を開催する予定です。目玉種目につきましては、実行委員会で決定をしていきますが、事務局としては人が集まるテナント等を取り入れ、盛大に開催したいと考えております。主管は体育協会です。実施日は10月14日、体育の日を予定しています。との答弁がありました。

委員から、6款2項1目観光施設管理運営費、総務建設委員会の所管事業だと考えるが、足柄城址に道を作るとのことだが、小山町にとって足柄城址は文化的価値が高い。国や県の文化財の指定はなされていないが、町民にとっても誇れる場所。なぜここに道路を作るのか。町文化財保護審議会などの考えも聞いた上で作るのだと思うが、事業の概要、審議会への諮問をしたならば、その経緯、審議会を招集した理由、笛まつりのためだけの道なのか。理由は。との質疑に。

この事業は、総務建設委員会の所管事業です。教育委員会としては、観光施設管理費の補正については、5月の補正予算編成時に知りました。この工事は昨年5月、計画の話が教育委員会職員にあり、周知の埋蔵文化財包蔵地であるので、県教育委員会担当者と協議をし、町の事業として行うことは周知しました。今後、埋蔵文化財の調査によっては計画は変わっていきます。周知の埋蔵文化財包蔵地は、文化財保護法第94条の規定により、県の教育委員会への通知後、発掘調査を経て工事に着手できます。あえて町文化財保護審議会を開く予定はなかったが、町文保審からの意見を言いたいとの話があり、6月6日に会議を開催しました。そのときは意見を聞き、それを教育長から町長へ話をすることになりましたが、諮問をしたいという意見もありました。そのまとめは6月14日に持ってくるとしています。との答弁がありました。

委員から、6月6日の会議は教育長から諮問して開催をしたのか。その会議の経過と結果は。との質疑に。

教育委員会からではなく、文保審からの協議という形で、6月6日に協議をしたいと申し出があり、事前に委員長とも話をしました。委員には絶対反対との強い意見ややわらかな意見もありました。簡易な工事であり、商工観光課ともどこかで折り合いをつける必要があると考えています。との答弁がありました。

委員から、教育委員会の判断だけではないと理解できるが、文化財保護審議会を尊重してほしい。という質疑に。

周知の埋蔵文化財包蔵地は、町内40か所ぐらい。毎年、宅地開発等が行われておりますが、県への協議、届け出となります。その中でも千差万別ありますが、実際に審議会に諮問したことはありません。現時点では諮問する内容ではないと判断しております。との答弁がありました。

委員から、総務建設委員会で、この件について質疑があったのか。との質疑に。

この内容について質問はありませんでした。との答弁がありました。

委員から、一つの遺跡に手をつけるということであり、十分慎重にやってほしい。という意見に。

手続的には県へ通知し、調査をして、その結果を県に送る。その内容により、工事の制限もあるかと思います。その後、工事に着手する。現状の決まりを守ってまいります。との答弁がありました。

委員から、町民体育大会実行委員会交付金について、昨年、100周年のイベントとして町民体育大会を開催している。今年も継続するというので、末端の体育振興会は右往左往している。またやるのかという意見もある。各地区で温度差はあるが、選手集めに苦労している。体育協会も当局からやろうと言われた事業だと。そのあたりについての経緯は。との質疑に。

確かに当初予算編成時には実行する予定はありませんでした。2月に当局と体協で実施の合意がなされました。社会体育振興連絡協議会でも諮り、様々な意見がありました。しかし、町が体育協会と協働でスポーツイベント推進委員会でお祭りの要素を加えて進めていくことで理解いただきました。区長会等にも理解いただけるように働きかけ、多くの町民が参加できるイベント的な大会として盛り上げていきたいと考えています。との答弁がありました。

委員から、小学校整備事業、今後の改修予定は。との質疑に。

補正予算では成美小校内トイレ改修、当初の予算では成美小外トイレの改修、須走中外トイレの改修を考えています。その他、トイレに限らず、小中学校の改修計画を計画していますが、8月、9月の実施計画、ヒアリングの中でも全体計画を認めてもらう前に、昨年の積み残し、差し迫った修繕も多々あり、当面早急にやらなければならないものを補正しました。成美小外トイレも校長先生等の意見を聞く中で、一番効果的な方法をとるため、各学校と個別に意見交換しております。全体計画については、実施計画の中で決めたいと考えています。との答弁がありました。

た。

以上の質疑、答弁の後、採決の結果、議案第40号は全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、文教厚生委員会に付託された議案の審査経過と結果についての委員長報告とします。

なお、委員会終了後、小山地区町民プール及び成美小プールの状況等の確認のため、現地視察を実施しましたことについても報告いたします。

以上です。

○議長（鷹嶋邦彦君） 以上で、各常任委員長の報告は終わりました。

これから順次、質疑、討論、採決を行います。

日程第1 議案第36号 小山町須走地域振興事業基金条例の制定についてを議題とします。

総務建設委員長の報告に対し質疑を許します。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鷹嶋邦彦君） 起立全員です。したがって、議案第36号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第2 議案第37号 小山町山地強靱化総合対策基金条例の制定についてを議題とします。

総務建設委員長の報告に対し質疑を許します。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鷹嶋邦彦君） 起立全員です。したがって、議案第37号は、委員長報告のとおり可決され

ました。

日程第3 議案第38号 小山町富士山須走口五合目電化事業分担金徴収条例の制定についてを議題とします。

地方自治法第117条の規定によって、米山千晴君の退場を求めます。

(米山千晴君 退場)

○議長(鷹嶋邦彦君) 総務建設委員長の報告に対し質疑を許します。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(鷹嶋邦彦君) 起立全員です。したがって、議案第38号は、委員長報告のとおり可決されました。

ここで、米山千晴君の入場を求めます。

(米山千晴君 入場)

○議長(鷹嶋邦彦君) 日程第4 議案第39号 小山町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

総務建設委員長の報告に対し質疑を許します。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(鷹嶋邦彦君) 起立全員です。したがって、議案第39号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第5 議案第40号 平成25年度小山町一般会計補正予算(第1号)を議題とします。

各常任委員長の報告に対し質疑を許します。質疑はありませんか。

○1番（高畑博行君） ただいまの総務建設委員長の報告に対して質問させていただきます。

議案第40号 平成25年度小山町一般会計補正予算（第1号）の6款2項1目の観光費、説明欄（6）観光施設管理運営費260万円について、私が所属する文教厚生委員会では大きな議論になりました。その詳細については、文教厚生委員長からの委員長報告で詳しく述べられたとおりです。しかしながら、この案件については総務建設委員会の所管事業ですので、私達文教厚生委員会では議論にも限界がありました。予算化される前に、文化財に係る事業ですので、教育委員会を介して議会に事前に投げかけてくれば、深い議論が可能だったわけですが、補正予算の事業案として突然提案された今になってしまえば、議会側の対応が遅れてしまったのが事実です。

そこで、2点ほど質問させていただきます。

まず1点目は、総務建設委員会では、この観光費260万円、内訳は発掘調査費に60万円、足柄峠周辺事業200万円の事業に関して議論がされなかったのか、お尋ねいたします。

質問の2点目ですが、この件に関して総務建設委員会が開催された11日より前の6月6日に文化財保護審議会が開催され、そこでは、この工事は戦国時代の遺跡を破壊してまで行うほどの工事ではないと考えるので、できれば工事の執行に対して再考願いたいという意見に集約されたという重大な動きがあったのにもかかわらず、当局からは補足説明も文化財保護審議会でも今問題になっているという話もなかったと聞いています。この事業案については、予算化される以前に教育委員会から議会に対して事前説明があつてしかるべきと考えますし、予算化された後でも総務建設委員会に文化財保護審議会の意見の公表も含めて、補足説明されるべきだったと私は考えます。

それらを総合して考えると、これは重大な議会軽視につながるのではないかと考えますが、総務建設委員長が今回の件をどう受けとめておられるのかお聞きしたいと思います。

以上であります。

○議長（鷹嶋邦彦君） 答弁を求めます。

○総務建設委員長（阿部 司君） 高畑議員の質問に答えさせていただきます。

総務建設委員会で質疑があつたかという話ですが、議論等ありませんでした。

以上でございます。

○議長（鷹嶋邦彦君） ほかに質疑はありませんか。

○10番（真田 勝君） 文教厚生委員長の先ほどの報告に質問をさせていただきます。

今、高畑さんから総務委員会の方にお話がありました項ですけど、文教厚生委員長の方の審査すべき項じゃないものですから、私は何項なんて言いません。いわゆる足柄峠の周辺整備事業という中で御報告がありましたけれども、先ほど、その答弁が、ほとんどが教育委員長と、そのような言い方のように聞こえました、私には。例えば教育長とか、あるいは副町長が立ち会っておるようでございますので、その方々からの発言というんですか、答弁というんですか、これはあ

ったか、なかったか。これだけをお願いいたします。

○議長（鷹嶋邦彦君） 答弁を求めます。

○文教厚生委員長（渡辺悦郎君） 真田議員の質問に対してお答えいたします。

先ほど委員長報告で申し上げたとおりでございます。

以上です。

○議長（鷹嶋邦彦君） ほかに質疑はありませんか。

なければ、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。

○10番（真田 勝君） 今回のこの補正予算につきましては、町長自ら、小山町のスマートインター等につきまして、あるいは工業立地につきまして、早急に予算を組んで調査をし、あるいは進めていくということが、この案に、補正予算に出ておると思います。

また、今、先ほど来議題になりました足柄峠の整備事業の60万円の調査費、200万円の事業ということ、私は総務建設委員会に所属しておりますので、これは良いことだなと。これは文化財の保護の審査会の方々がどうのこうのということは、それはその次の人達のことであり、我々も4月の18日だったと思いますけれども、金太郎議会の続きじゃございませんけれども、足柄峠は金太郎議会でもだいぶ話題になりました。それで、4月18日の日に両南足柄市、小山町の議員があそこの広場に集合しまして、そこで、どういう今後、ここらを活用したら良からうかという話がありました。

そういう中で、今回、60万円、200万円、これは私が推測する範囲ではそんなに大したことじゃないなど。道路とか何とかということが文教の方で出たようですけども、私どもは図面をもらったわけでもないし、設計書もらったわけでもないですから、ただこういう調査をした中で、整備事業をしたいということ、それは皆さんも御承知のとおりだと、承知していると思いますけれども、面積はどのぐらいあるかわかりませんが、あれだけの峠の中を草を刈って、今の現況を保っておくには、そう簡単にはいかないよと。それは昔の人みたいに体力があって、そういう仕事をする人がたくさんあればいいですけども、今はそういう方もないし、町でもそんな大きなあそこの整備に予算を、整備というんですか、管理に組んではいけないと思います。

そういう中で、やはり管理しやすいようにという中で、今回のこの整備事業が出てきたというふうに、私は解釈しました。ですから、ただ、文化財ということで、その専門家が見れば大変なことがあると思います。それはそれでやればいいと思います。ですから、ここの調査費の60万円で、大したことは多分できないと思います。ですから、例えば、これを、この次の補正予算、あるいは次の、新年度の予算でもう一つぐらい丸を加えて、600万円ぐらいの調査をして、総合的に活用するというに、今後、結びつけばいいではなかろうかなと。

調査は調査、保存は保存、活用は活用、そんなようなことを思った中で、私は賛成討論と、思っておりますので、この整備事業につきましても賛成とさせていただきます、賛成討論とさせていただきます。

○議長（鷹嶋邦彦君） 次に、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鷹嶋邦彦君） 起立全員です。したがって、議案第40号は、委員長報告のとおり可決されました。

（「休憩を求めます」と呼ぶ者あり）

○議長（鷹嶋邦彦君） 休憩という声がかかりましたので、ここで10分間休憩します。

午前10時50分 休憩

午前11時09分 再開

○議長（鷹嶋邦彦君） 休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま、米山千晴君から、議案第40号 平成25年度小山町一般会計補正予算（第1号）に対する附帯決議についての動議が提出されました。この動議は所定の賛成者がありますので、成立しました。

お諮りします。この動議を日程に追加し、議題とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鷹嶋邦彦君） この動議を日程に追加し、議題とすることに決定しました。

直ちに、議案第40号 平成25年度小山町一般会計補正予算（第1号）に対する附帯決議についての動議を議題とします。

提出者の説明を求めます。11番 米山千晴君。

○11番（米山千晴君） 発議第6号 議案第40号 平成25年度小山町一般会計補正予算（第1号）に対する附帯決議。

小山町議会会議規則第16条の規定により、別紙のとおり提出します。

平成25年6月19日提出

提出者 議員 米山千晴

賛成者 議員 池谷 弘

同じく 桜井光一

提案理由。

ただいま議案第40号 平成25年一般会計補正予算(第1号)は可決されたわけですが、その中の6款2項観光費について、十分に慎重を期して執行することについて、附帯決議を提案するものでございます。

足柄峠周辺整備事業及び発掘調査は、足柄城址に簡易な道路を作ることではありますが、その文化的要素、歴史的価値の高い足柄城址は、町の守るべき財産であり、今後も可能な限り現状のまま残すべきものであると考えます。したがって、次のとおり、決議書を提案いたします。
議案第40号 平成25年度小山町一般会計補正予算(第1号)に対する附帯決議書

足柄峠周辺整備事業等を行う足柄峠一帯は、複数の遺跡が存在する重要な文化遺産であることは周知の事実である。また、その風光明媚な眺望は小山町民だけでなく全国に誇ることのできるかけがえのない町の守るべき財産であり、その価値を未来へ繋いでいくためには、可能な限り現状のまま残していくことが、重要である。

よって、足柄峠周辺整備事業及び発掘調査に関する予算執行にあたっては、十分に慎重を期して執行すること。

以上、決議する。

平成25年6月19日

小山町議会

以上であります。

○議長(鷹嶋邦彦君) 提出者の説明は終わりました。

これから質疑を行います。提出者の説明に対し、質疑を許します。質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

米山千晴君提出の発議第6号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(鷹嶋邦彦君) 起立全員です。したがって、動議は、原案のとおり可決されました。

日程第6 議員の派遣について

○議長(鷹嶋邦彦君) 日程第6 議員の派遣についてを議題とします。

議員の派遣については、お手元に配付しましたとおり、6月20日の駿東郡議長会総会に副議長を、6月26日から7月4日までカナダ・ミッション市公式訪問並びに研修に議長の指名する議員

を、7月18日の6市4町議会議長連絡会に副議長を、7月29日の静岡県町村議会議長会主催の議員研修会に議長が指名する議員を、7月29日に勝央町、福知山市の来町に対して議長が指名する議員を派遣することについて、会議規則第130条の規定により、これから採決します。

議員の派遣について、これを行うことに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(鷹嶋邦彦君) 起立全員です。したがって、議員の派遣については、これを行うことに決定しました。

お諮りします。ただいま決定した議員派遣について変更を要するときは、議長に一任願いたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(鷹嶋邦彦君) 異議なしと認めます。したがって、決定した議員派遣について変更を要するときは、議長一任で変更できることに決定しました。

お諮りします。ただいま町長から、議案第42号 工事請負契約(変更)の締結について「平成24年度町単工事 町道2076号線道路改良舗装工事」、議案第43号 建設工事に関する協定の締結について「第二東海自動車道横浜名古屋線建設に係る町道3975号線新設及び町道3628号線の付替工事に関する工事細目協定」の計2件が、また、議会から、発議第7号 重度障害者(児)医療費助成制度における精神障害者の適用改善に関する意見書の提出についての1件、合計3件の追加議案が提出されました。

発議1件は、所定の賛成者がありますので、成立しました。

これらを日程に追加し、直ちに議題といたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(鷹嶋邦彦君) 異議なしと認めます。したがって、町長提出の議案第42号及び議案第43号の2件及び議会提出の発議第7号の1件の、計3議案を日程に追加し、直ちに議題とすることに決定しました。

議案を配付します。

(追加議案配付)

追加日程第1

町長提案説明

○議長(鷹嶋邦彦君) 追加日程第1 町長提案説明を議題とします。

町長から、議案第42号及び議案第43号の2議案について、提案説明を求めます。町長 込山正秀君。

○町長(込山正秀君) 追加提案いたしましたのは、工事請負契約(変更)の締結1件、協定の締結1件の、計2件であります。

はじめに、議案第42号 工事請負契約(変更)の締結について「町道2076号線道路改良舗装工

事」についてであります。

本案は、町道2076号線道路改良舗装工事について、設計に一部変更が生じたため、変更請負契約を締結するものであります。

次に、議案第43号 建設工事に関する協定の締結について「第二東海自動車道横浜名古屋線建設に係る町道3975号線新設及び町道3628号線の付替工事に関する工事細目協定」についてであります。

本案は、町道3975号線の須川に構築する橋梁の上部工を委託することに伴い、工事細目協定を締結するものであります。

いずれも地方自治法及び小山町条例の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

以上、追加提案いたしました2議案につきまして、提案説明を終わります。

なお、詳細につきましては、関係部長から補足説明をいたしますので、よろしくお願いをいたします。

追加日程第2 議案第42号 工事請負契約（変更）の締結について「平成24年度町単工事 町道2076号線道路改良舗装工事」

○議長（鷹嶋邦彦君） 追加日程第2 議案第42号 工事請負契約（変更）の締結について「平成24年度 町単工事 町道2076号線道路改良舗装工事」を議題とします。

補足説明を求めます。経済建設部長 池谷精市君。

○経済建設部長（池谷精市君） 議案第42号 工事請負契約（変更）の締結についてであります。

本案は、平成24年第6回12月定例会において議決をいただいた平成24年度 町単工事 町道2076号線道路改良舗装工事について、設計の一部変更に伴う工事請負契約（変更）の締結案件であります。

変更の内容は、準備工として実施しました立木伐採処理工について、標準積算による推定施工数量から実績数量に基づき変更し、処理量270トンを追加計上するものであります。

また、安全費として計上しております交通誘導員の配置について、各工程毎の工事实態に応じて、配置場所、人数を変更し、配置延べ人数186人を追加計上するものであります。

変更による増額分は273万円で、総額7,413万円となり、うち消費税相当額は353万円であります。

なお、完成日は平成25年7月19日を予定しております。

以上であります。

○議長（鷹嶋邦彦君） 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

議案第42号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(鷹嶋邦彦君) 起立全員です。したがって、議案第42号は、原案のとおり可決されました。

追加日程第3 議案第43号 建設工事に関する協定の締結について「第二東海自動車道横浜名古屋線建設に係る町道3975号線新設及び町道3628号線の付替工事に関する工事細目協定」

○議長(鷹嶋邦彦君) 追加日程第3 議案第43号 建設工事に関する協定の締結について「第二東海自動車道横浜名古屋線建設に係る町道3975号線新設及び町道3628号線の付替工事に関する工事細目協定」を議題とします。

補足説明を求めます。経済建設部長 池谷精市君。

○経済建設部長(池谷精市君) 議案第43号 建設工事に関する協定の締結についてであります。

本案は、第二東海自動車道横浜名古屋線建設に係る町道3975号線新設及び町道3628号線の付替工事に関する工事細目協定の締結案件であります。

締結内容は、現在計画されております新東名高速道路の西側を並走します町道3975号線の須川にかかります有効幅員9.75メートル、橋長87メートルの橋梁の上部工工事を中日本高速道路株式会社東京支社へ委託するものであります。

協定額は3億9,733万4,348円であります。

委託期間は、平成27年5月31日までとしております。

以上であります。

○議長(鷹嶋邦彦君) 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

議案第43号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(鷹嶋邦彦君) 起立全員です。したがって、議案第43号は、原案のとおり可決されました。

追加日程第4 発議第7号 重度障害者（児）医療費助成制度における精神障害者の適用改善に関する意見書

○議長（鷹嶋邦彦君） 追加日程第4 発議第7号 重度障害者（児）医療費助成制度における精神障害者の適用改善に関する意見書を議題とします。

提出者の説明を求めます。3番 渡辺悦郎君。

○3番（渡辺悦郎君） ただいま議題となりました発議第7号 重度障害者（児）医療費助成制度における精神障害者の適用改善に関する意見書の提出について、提出者を代表し、提案理由を説明申し上げます。

今回提案しております意見書は、町議会議員の中から重度障害者（児）医療費助成制度における精神障害者の適用改善に関する意見書の採択を求める声が上がりましたので、文教厚生委員会で案を作成したものであります。

内容は、重度障害者（児）医療費助成制度における精神障害者の適用改善を求めるものであります。

それでは、以下、意見書の朗読により、提案理由の説明とさせていただきますので、お手元の議案を御覧ください。

意見書第2号 重度障害者（児）医療費助成制度における精神障害者の適用改善に関する意見書

静岡県における重度障害者（児）医療費助成制度は昭和48年（1973年）に事業開始されたが、精神障害者に対しては、ようやく平成24年10月から障害者手帳1級所持者に適用されるようになった。しかし平成18年からこの問題について要望続けてきた静岡県精神保健福祉連合会は、少なくとも精神障害者手帳2級、3級所持者の精神科入院医療費については、この制度の対象に加えるべきと主張している。

精神障害者の場合、その病状、症状は常に一定であるとは限らず、また障害程度の判定作業も複雑、微妙な要素を持っており、認定された等級が障害の実態を至当に反映していないケースも稀ではないと言われる。

静岡県精神保健福祉会連合会が平成22年に行った8ヶ月間の実態調査の結果を見ると、一般的に症状の重さの指標となる入院経験者の割合は1級手帳所持者が約45%（うち約90%が7ヶ月以上）であったが、2級、3級手帳所持者でも約16%（うち約51%が7ヶ月以上）であったこともそれを裏付けるものである。また平成22年の厚生労働省データによると、県内の1級手帳所持者は手帳所持者の約10%で全国平均17.2%をかなり下回っている。これらの実態から家族会は、県内の2級以下の精神障害者の中には、「潜在1級手帳所持者」がかなりいるのではと指摘するが、精神障害者の病気回復は必ずしも順調な過程を辿るものではなく、種々の要因により再発・悪化したときは入院を余儀なくされる。このような場合は一時的にも「精神疾患の重度状態」というべきである。

また、入院を経験するような状態の精神障害者の殆どは就労が困難で障害年金程度の収入しかなく、とりわけ入院医療費の負担は障害者家庭に重くのしかかっているのが実情である。

これらを考慮すれば、静岡県の重度障害者（児）医療費助成においては、精神障害者1級所持者に加え、2級、3級障害者手帳所持者の精神科入院医療も対象に含めるよう制度を改めるべきであると思料する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成25年6月19日

静岡県駿東郡小山町議会

以上のとおり、静岡県知事に提出するものです。

提出者 渡辺悦郎

賛成者 高畑博行、桜井光一、米山千晴

よろしく御審議のほど、御承認賜りたくお願い申し上げます。

なお、意見書の文面におきまして、制度等の名称で記載されている障害、この文言ですけれども、これはそのまま生かし、その他については障害の「害」を仮名で表記することも了承願いたいと思います。

○議長（鷹嶋邦彦君） 提出者の説明は終わりました。

これから質疑を行います。提出者の説明に対し、質疑を許します。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。渡辺悦郎君提出の発議第7号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鷹嶋邦彦君） 起立全員です。したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

ただいま可決されました意見書は、関係行政庁に提出します。

以上で、本定例会に提出されました議案、その他の議事は全部終了しました。

これで会議を閉じ、平成25年第3回小山町議会6月定例会を閉会にします。

午前11時40分 閉会

この会議録は事実と相違ない事を認めここに署名する

議 会 議 長 鷹 嶋 邦 彦

署 名 議 員 梶 繁 美

署 名 議 員 米 山 千 晴